

第四十八回

参議院大蔵委員会議録第十九号

(二三五)

昭和四十年三月二十六日(金曜日)
午前十時三十六分開会

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

國税庁簡税部長	松本 茂君
○所得税法案(内閣提出、衆議院送付)	本日の会議に付した案件
○法人税法案(内閣提出、衆議院送付)	○所得税法案(内閣提出、衆議院送付)
○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○国立学校特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	○国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	○酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	○関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)	○交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○石油ガス税法案(内閣送付、予備審査)	○石油ガス税法案(内閣送付、予備審査)
○委員長(西田信一君)　ただいまから大蔵委員会を開会いたします。	○委員長(西田信一君)　ただいまから大蔵委員会を開会いたします。
所得税法案、法人税法案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、所得税法及び法人税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律案、以上四案を一括議題とし、一括質疑に入ります。	御質疑の方は順次御発言願います。
○成瀬幡治君　議題から若干はずれるわけですが、まず一つだけただしておいて、あとはま	れども、大蔵委員会はまだまつてはおりませんけれども、例の農地被買取者報償法案とあるわけです、まだまつちやおりませんが。そ
事務局側	いう關係上、しかも会期の関係がありますから、問題になっている日銀法は一体この国会に提案されるとするなら当然この委員会に付託されるわけですが、一体日銀法はどうされるのか。この大蔵委員会全体の進行状態とも関連しますから、これをまず最初にお答え願いたいと考へています。
事務局側	○國務大臣(田中角榮君)　日銀法につきましては、ようやく政府としての成案を得まして、今国会に御審議をわざわざいたいと、こう考えておりますが、どうも國会の状態を見ますと、參議院の選挙も間近でございますし、審議をやるならば徹底的にやはりやりたい、そういうことになりますと、なかなかかいまの状態ではむずかしいのじやないか、こういう衆議院側の意向もございます。
事務局側	私も、日銀法ですから、提案をした以上まあまわりたなざらにしたりなんかしないで、なるべくひとつずみやかな御審議をと、こういうことをお願いしておったわけですが、いずれにしても、今度の国会ではどうもんどうだ、こういうお気持ちはありましたので、まあ心に残っておりますけれども、他の法律案も上げていただかなければならぬということもありますので、この国会には提案を見合わせる、こういう考え方になつたわけでございます。
事務局側	○成瀬幡治君　私たち新聞を通してしか知らないいわけですけれども、日銀総裁と大臣との間で、たとえば政策委員会の名稱なりあるいはその存置等の問題について、若干の意見が違つておるといふようなことが一応報道されたことがございます。いまお聞きしますと、大体日銀との間にありますね、この資料に政府原案の数字を入れたいと思いますから、この資料に基づいてちょっと数字を入れただけませんでしょうか。
事務局側	では話その他は全部できてしまつた、成案はできただしたことになつておる。しかし、期間等の問題等があるから、あくまでそれは時間的な問題として、今国会においては無理であるからやめるのだ、こういうふうに話が落ちついたと。これでよろしくございますか。
事務局側	○國務大臣(田中角榮君)　よろしくございます。日銀総裁と私の間に意見の相違があつたということはございません。事務当局が法律条文を整理をしていく上において、多少その過程において調整を必要としたというような事態はございますが、まあこまかいものも通じまして、日銀と大蔵省が対立しておつたというようなことはほとんどございません。
事務局側	○成瀬幡治君　所得税のことに関するお尋ねをしたいと思いますが、最初にこれは事務当局からお答え願いたいわけですが、税制調査会は所得税中心の減税でなきやならぬとか、いろんなことは、この税制調査会が出しておる「税制改正に関する答申及びその審議の内容と経過の説明」という中で、所得税の減税というものを非常に重要視しているいろいろとやつておるようござります。ところが、その税制調査会の答申と政府原案との間の差を拾つてみますと、いろいろな点があるわけですが、そこで、まず最初に伺いたいのは、この税制調査会の資料の六ページに、平年度千二十五億、初年度八百九十億、それが地方税にはね返つてきまして、地方税と国税の総計では初年度八百九十九億、平年度千百十億になると、こういう資料があるわけですが、これが政府原案になりますとどういうふうに数字が変わつてくるか。この資料で所得税のうちの(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、あげてございますね、この資料に政府原案の数字を入れたいと思いますから、この資料に基づいてちょっと数

○政府委員(泉美之松君) これは所得税のほうで申し上げますと、まずは基礎控除の引き上げでござりますが、政府案では平年度二百二十九億、この四百三十億というのが二百二十九億になるわけでございます。それから、初年度三百八十億といふのが二百一億。それから次に、実は税制調査会の答申にはないのでございますが、配偶者控除の引き上げというものが政府案には加わりまして、それが平年度百十四億、初年度百億。それから、扶養控除の引き上げでござりますが、これは内容は変わらないのですが、税率改正をやるかやらぬかで数字が違つてまいりますので、それでいきますと、ここに二百八十億と二百四十億とございまますが、平年度二百九十八億、初年度二百五十七億になります。それから、給与所得控除の引き上げ、これも政府案と税制調査会の案とは変わりはないわけでござりますが、税率をやらないことのために差が出まして、二百十五億というのが二百二十五億に、それから百九十億というのが二百二十億になります。その次の専従者控除の引き上げ、これは白色申告のときだけ違うわけでありますが、この四十億というのが五十三億、三十億というものが四十億になります。税率改正は政府案ではございません。そのほかに医療費控除の引き上げというものが政府案に加わりまして、これが平年度三億、初年度二億。で、トータルいたしますと、この千二十五億というのが九百二十二億になります。八百九十億というのが八百二十億になります。

それから、地方税のほうの八十五億は変わりございません。したがって、国税、地方税合わせたところで申し上げますと、いまの四百三十億というのは二百二十九億、それから三百八十億が二百一億、これはもう移っていくだけでござります。度二百二億。初年度は変わりございません。そうしてトータルで、千百十億というのが千七億、八十五億が加わりますために、給与所得控除が国税、地方税合わせまして、平年度三百十億、初年百九十億というのが八百二十億、このようになるわ

○成瀬勝治君 私は、その取り組む姿勢の問題になってくるわけですが、そういう問題については、まあいろいろと議論もしたくもありますし、まあ平行線にこの問題はなるかとも考えますから、やりたくないわけですが、なぜその基礎控除あるいは税率の改正というものを答申と違えて独自な見解をとられたかという根本的な理由は、財源がない、あまり所得税の減税をしゃ困境るということに尽きたかと思いますけれども、してどういう理屈をおつけになつたか、大臣から一応お聞きしておきたいと思います。

○国務大臣（田中角栄君） まあ財源がないということも一つのことですけど、この基礎控除の引き上げ等は、一年間でやるということではなくて、毎年毎年この問題は重点的に取り上げてやってまいりますので、今年度は基礎控除の引き上げでは十二万円を十四万円にと二万円引き上げるということができました。十二万円を十三万円、一万円引き上げるということにしたのであります。

そのかわりに配偶者控除引き上げというのを十一万から十二万、一万円引き上げるということをとったわけであります。

○成瀬勝治君 いや、基礎控除とか配偶者控除の問題はあと回にして、最初に税率の改正のほうで、答申は税率の改正ということをしているわけなんですね。その趣旨は中堅——いわゆる三百万前後と申しましようか、その中堅所得者の生活が非常にえらいじやないかと。だから、基礎控除も非常に大切であり、あるいは配偶者控除の問題也非常に大事だということは、私たちにはわかりますけれども、この税率改正というのも非常に私は有意義な大事な点だと思いますけれども、こういうことがさらっとこう見送られているというところに、非常に残念に思っているわけです。ですから、この税率改正はやらなかつたのだ、それという勘定は私はできないと思うのですよ。だか

いう点は、これは私は議論をする余地はないことだと思います。それが今回の改正で見送られたということです。非常に残念なことだと思っております。したがって、そういうことに対する財源の、何と申しますか、財源上やむを得なかつたという、その一言で見送られたとするならば、私はいろいろなやり方があると存じますが、これをそうちやなくて見送ったんだと、なぜ今回の改正は見送ったんだという理屈が何かあれば一応納得するだけのものについてお聞かせ願えればいいじゃないかと思います。

○政府委員(泉美之松君) この点につきましては、実は税制調査会の答申が出ました後、与党であります自由民主党の税制調査会でいろいろ審議があつたわけでございますが、その内容は、これはまあ非常に税制と申しますか、所得税の減税のしかたに対する考え方の問題に帰着するわけでございますが、税制調査会のほうの答申は、諸控除を引き上げまして課税最低限を引き上げると同時に、昭和三十二年に行なわれて以来今日まで実質的にほとんど行なわれておらないところの税率を緩和して、中堅所得層の負担の軽減をはかるということに重点を置いておつたわけであります。ところが、問題になりましたのは、課税所得三百万円以下の税率を緩和することによって実は四百六十億、平年度でございますが、四百六十億の減収になるのでござります。それを、税率の最低限の八%を一〇%に戻すことによって四百億バックいたしまして、税率緩和によつては六十億しか減収にならない、こういう案になつておつたわけであります。

これにつきましては、実は私どもその後いろいろ反省いたしておるのでございますが、この税率を、最低税率の八%を一〇%に上げることによつて課税最低限のほうの基礎控除はどうしても二万円上げなければならぬわけですが、そういたしましても、問題になりますのは、税率の刻み方を変えますので、この所得階層に応じて低い所得の

人の負担軽減率が高くて上の階層の方の負担軽減率が低いことが税制改正によつては望ましいわけですが、税率の緩和を行ない、しかもこの最低税率を引き上げておりますために、その負担の軽減の状況が必ずしもながらに出ない。非常に負担の軽減になる階層もあれば、あまり軽減にならない階層も出てくる。そこにはまあ税制改正としてはいろいろ問題があつた。できればこの最低税率を引き上げないで税率の緩和だけやればそういった点は少ないわけですが、それでは減収が非常に多くなり過ぎる、こういう問題が出てまいりまして、ことにこの給与所得者の場合は給与所得控除の引き上げがありますから問題がないのであります、事業所得者で年の所得三十万円くらいのところ、つまりいろいろな基礎控除などをいたしまして課税所得が十万円くらいになる階層では、ほかの人たちは今回の減税によって何らかの負担の軽減を受けるはずなのに、その階層では全然負担の軽減を受けない負担のふえることはもちろんないわけがありますけれども、負担の軽減を全然受けることがない階層が出てくる。そこがこういう税制改正をやる際にたとえわずかの人員であつても負担の軽減を受けないものがいるのは政治的に好ましくないということになりまして、税率緩和の方向は望ましいのだけれども、それについていま少し考える必要があるのではないか。

緩和の方向だけやれば、先ほど申し上げましたように四百六十億財源が要つてとうてい減税財源をまかなうことができない。そういうことからいたしまして、今回は税率改正を見送つて、まあ税制調査会も言っておりますが、できるだけ低額所得者の負担の軽減をはかる、こういう意味でまあ控除の改正に重点を置いて行なう、こういうことになつたのでござります。
○成瀬幡治君 そういう問題はその基礎控除の問題と関連してくるわけですねけれども、私はまあそういうことをおっしゃつても実は納得できないわけですが、ほんとうは、まあ政党内閣ですから、自民党政調会で、税制調査会で一番最初にぶつった切

られたという実情も新聞が報じておりますから、この真否の点は別として、まあ大蔵事務当局としては税制調査会の答申をまあのんでいいともいい。しかし、政党内閣のたてまえ上、自民党的な税制調査会において一番先にこの問題を取り上げられて、そして一番最初に落とされたのだ、だから出ないのだということなら、これもまたやむを得ないことだと思つております。しかし、方向は何としても、この中堅所得者層の減税というものをやっていかなくちゃならぬという姿勢は、あなたがいま理屈上課税最低限度の問題に触れられましたけれども、それは基礎控除等の問題で私は勘案していけばいいと思う。税制調査会の問題は、基礎控除の問題でどうするか、しかも中堅の問題については税率改正のほうでいくといふ、そういう姿勢を示しておったときには、この問題が切られたということは非常に遺憾なことだ。

そこで、大蔵省としては、次の税制調査会の答申はどうなるかということは、それは考えられないかもしませんけれども、事務当局の方針としては、税率改正というものはやはりこの次の改正の中では、基礎控除の問題あるいは配偶者控除の問題等々もございますが、やはり次の改正が行なわれることが当然でございますが、その場合には税率改正というものは最優先に取り上げなければならぬ問題だというふうに考えておりますが、これはどうでございますか。

○政府委員(泉美之松君)まだ本年の税率改正が成立いたさないので、明年的話を申し上げるのはいかがかと存しますけれども、来年減税財源を確保して減税をするということができるような事態になりますれば、これはもう先般大臣もおっしゃっておられることでありますけれども、税率の緩和をぜひ行ないたいと思いますが、その際には私が先ほど申し上げましたようないろいろな難点を克服した案にならないと、実行上いろいろ問題が出てくるだろう。

したがって、私どもいたしましたは、今後税率改正において、差し引き減税額が減つておるに調査会におはかりいたしまして、税率緩和のやり方につきましてさらに検討していただきたい、その上で実施に移すようにお願ひしたい、このように思つております。

○成瀬幡治君 私は税率改正というものは非常に大事な点だと思っておりますけれども、これは木村さんがこの前のときに、配偶者控除の問題については約束があつたとかといふふうに木村委員あるいはわれわれは受け取つておりますが、大臣はなかなかそういうところは答弁がうまかったようですが、あるいはどうかなつちやつて、配偶者控除を基礎控除並みに引き上げるということについては、それが全然税制調査会のほうでも答申案の中にあつたのです。なまつた。その前の答申案中にはこれはありますて、基礎控除と一緒にしやつてはありますけれども、同額にする必要はないという意見に変わつてきておる。

そこで、私は木村委員があとからお見えになりますから、いろいろなことで意見を言われ、あるいは質問されると思いますが、一体今まで引き上げられたと、いうことについては、われわれはいいと思いますが、しかし、基礎控除のほうを答申では二万円引き上げておることに對して、政府案は一円にしておる。そのかわりに配偶者控除において一万円引き上げたからいいじゃないか

いきたいという気持ちはあるたと同様気持ちでございますが、その間における財政の事情もございまして、それだけではなく、やはりこういう項目別に毎年毎年それだけやるということよりも、やはり要望の強いもの、そういうものも手がけなければいけないかなどいうことで、過去十年間もずっと減税政策をやってきたわけですから、ある過程において二万円引き上げるものと一円にしたけれども、長いこと問題になつておる配偶者控除の問題に手をつけると、そしてこれからだんだんと二年、三年、五年とたつうちに、より合理的な税制をつくりたいと、こういうことでありますので、過程における議論としては、基礎控除を削つ少しづりかえて、配偶者のほうにすりかえたよう

なふうにやって、最終的な結論はやはり減税額がと私は思いますけれども、こうした所得税の減税はもう少し答申を尊重して、私はうんとやつていただかなければならぬという結論だけ申し上げます。というその理由は、たとえば、三十九年一度の納税者のうち約九一%が年所得百万円以下だ

対して、改正案ではこれを一万円削られたことによつて、約百億円減税が損しておると思う、減税側のほうでいえば、そこで、基礎控除を一万円答申より少なくしておいて、今度配偶者控除を入れることによって、差し引き減税額が減つておるわけですが、配偶者が非常に得したかといふことになるんですねけれども、これは税率改正と私はくらんでくると思う。何かこの辺のところはもうからんでくると思う。何かこの辺のところはもう少しうつきした形でおやりになれるものかどうか。特に、基礎控除を答申案よりも去年もたしかになかつたのだ。なまつた。その前の答申案の中にはこれはありますて、基礎控除と一緒にしやつてはありますけれども、同額にする必要はないといふ意見に変わつてきておる。

○國務大臣(田中角榮君) 理想的なものに持つておられる人たちはあなたと同様気持ちでございますが、その間における財政の事情もございまして、それだけではなく、やはりこういう項目別に毎年毎年それだけやるということよりも、やはり要望の強いもの、そういうものも手がけなければいけないかなどいうことで、過去十年間もずっと減税を納める人が二千二百万あるいは二千二百万といふうにだんだんだんだんとふえてくるのですが、一体納稅人員といふものはどの程度までに押しこれどんどんどんふえていくわけですが、所得稅を納める人が二千二百万といふうにだんだんだんだんとふえてくるのですが、どうぞなんどんとふえてくるんです。どうかなりませんか。基礎控除を引き上げるということは。

○國務大臣(田中角榮君) 税金を納めたいという気持ちはあるたと同様気持ちでございますが、その間における財政の事情もございまして、それだけではなく、やはりこういうのは低額所得層だと思うんですが、こういう人たちにはもう少し課税最低限度といふういうものについてもある程度目標といふのを立てるやうにやつておやりにならなくちゃならぬじやないか。もちろん、減税をする場合は、それは増稅分の、自然増の何%をもつてやらなくちゃならないとか、あるいはいろいろな基準があるかと思いまけれども、こちらのほうから観点ではおよそどの辺のところを政府は目標にしておいでになりますか。

○國務大臣(田中角榮君) 納稅人口を何千万人に押えたい、こうしたことではありません。これは国民所得がふえていけば当然納稅人口はふえるわけだと思いますから、そういう納稅人員に対する目標ということを定めることはむずかしいところでございますが、しかし、現実問題からします

と、こういう税体系をとつておる場合、どうして
も徴税人員というものは並行してふえていかなければ
はづしていただきたいと、こういうせっぱ詰まつた考
えを持つてることは事実なんです。ですから、そ
うございますから、非常にむずかしい、こういう意
味で、現在でも少額の所得者に対しではなるべく
いといつても、これは国民所得がうんと上がれば
当然納税人口があえるわけでありますから、そ
ういう数字的なことは申し上げられませんが、徴税
機構の面から考えましても、低額な所得者はでき
るだけ課税最低限を上げてはづしていただきたい、こ
ういう考え方を原則にしておるわけであります。
○成瀬裕治君 私もそういうことはわかりますけ
れども、捨てておけば、減税をやらなければ、この
今までいけば、所得は成長率に従つて上がつてま
りますから、納税人口というものはどんどんど
んどんふえていくわけなんですね。ですから、そ
ういうことにならないように、やはり片一方では
減税というものを忘れずにやつていかなければな
らぬじやないかという議論があると思うのです。
したがつて、一休納税人員というものはなるたけ
ふやさないようにするというような、まあその
ところは非常に問題かもしませんが、片一方で
は私は減税というものを絶えず考
えていたがつて、一休納税人員というものはなるたけ
ちやならぬのじやないか。幾らでも納税人口があ
えるということは喜ばしい傾向だと、こう取るほ
うは思われるかもしれないが、やはり減税というも
のは、私はそのテンポに合わせて減税というもの
を考えいかなくちやならぬのじやないかという
立場で言つておるわけです。あなたはどうも、い
やいや、成長して国民所得というものは年々減る
上がつていくのだから、幾らでもあえるのだ、好
まいことだ、これが国力の発展だといふように
言わわれることは、ちょっと私もその点残念に思う
わけです。

いるのじゃないのです。大体あなたと同じ考え方でござります。同じ考え方でござりますし、現実的には、納稅人員があえれば徵稅組織あえなければなりませんから、そういう意味からいっても、徵稅の人員をふやすということもむずかしい状態でございまして、だんだんと課稅最低限を上げて低所得者ははずしていきたい、こういう考え方方は同じ考え方ですと、こう申し上げておるわけです。

ただ、すぐに千八百万が二千万になり、このままにしておけば二千二百万になるから、二千二百万を二千万に押えるとか千八百万に押えるとか、こういう目標を立てるとはなかなかむずかしいと、こういうことを申し上げておるわけであります。その意味で、合理的には、自然増収の二〇%を目標にして減稅をしたい、こういう考え方でありますし、今年度は一九%でござりますが、しかし、これから三年、五年の間には二〇%という目標。これが二五%になることもあるであります。そういうことを十分考えながら減稅政策を進めてまいりたい、こういうことを申し上げておるわけであります。

○政府委員(東美之松君) ちょっと補足して御説明申し上げますと、実は税制調査会の長期税制の答申のほうに出ておるのであります。この所得税の減稅を考える際に、從来からやつておりますようなマーケット・バスクット方式によつて食糧費を基礎とした基準生計費の見地から課稅最低限を定める方法と、いま一つ、新しく有業人口に対する所得の納稅者の割合がどの程度になつておるか、それも一つ目標にして課稅最低限の引き上げを検討すべきだということになつております。およその考え方には、有業人口に対する所得税納稅者の割合を大体半分、五〇%程度くらいに持つていいたらどうか、そうすれば有業人口がふえるのに応じて納稅者もふえることはふえますけれども、しかし、その半分をこえないということを一つの目標にすべきだということがいわれております。まあその点からいたしますと、この四十

○成瀬暢治君 これもまあしばしげ議論されておりますが、あなたが例の一日百六十八円というのを計算をされて、どうやって数字をお出しになつたかということについては、しばしば御説明も実際あなた実質的から、たとえば自衛隊はどうやらこうやらと聞かれて、二千五百カロリーをとるにはこれでいいと。あなたまだほかでそういうことについて実際にやらしておみえになったのか。たとえばそれは料理学校でやらせるとか、あるいは家庭でやるとか、いろいろなことがあります、どこかで実際にやりになつたことはございましょうか。

○国務大臣(田中角栄君) まあいつも申し上げておるわけであります、この献立は大蔵省献立といふのではなくて、成年男子が一日に必要なとするカロリー、一千五百カロリーを得るのに適当な献立をつくってみてくれと、ということを国立栄養研究所に頼んで、一つのものをつくったわけであります。あの献立を見ておりますと、私も、タケノコだとイカのさしみなど、そういうもののばかりで、もう少しあれがイワシにかわつたりサバにかわつたりすれば、もう少し理解が得られると思いますが、どうも少ししそこは問題があるようと思われますが、しかし、標準献立、こういう考え方でございます。私もどうも国会で答弁をしておつて、理論的には納得して答弁をしておりますが、実際には一体どうなのかと、こう思つていろいろ計算をしてみました。みましたが、まあ国民の半数に近い人はやはり標準献立としては納得しておるという結果を得ました。これはなぜかといいますと、私は新潟県の出身でありますから、農村の食糧費計算をやってみたわけであります。農村の食糧費計算をやりま

題がありますから、いまの状態で甘んずべきではありませんが、農村の食糧費計算をやりますと、普通でもあるの半分くらいのものもございます、実際において。五人家族で一日五百円くらい一体とれるのか、こういう問題も実はあります。私も、自分の発言に対してはどうも自分で納得しなければいかぬ、あの献立ばかり見ておりましてと、どうも納得できないというような面もありますから、よく調べてみますと、標準献立ということになりますと、まあ間違いのあるものではない、こういう結論に達したわけでございます。
○成瀬幡治君 あなた、その半数はどこをさかというのをお聞きしておりますたら、どうも農村を意味しておられるようですが、そうして新潟は単作地帯で米どころですが、大臣、一番問題になるのは、たとえば貯蓄なんかの数字を見まして、所得の大体一五%くらい貯蓄しているわけですね、日本銀行の預金総額を見ますと。ですから、そういう点は非常に、片一方では貯蓄しておって、日本の国は所得がふえたから貯蓄をしておるのだ、こういう意見もあるかと思うのです。この百六十八円も、それならできるという議論と、それから百六十八円以下の人もあるのだという——片一方は、ぼくは、ほんとうに社会保障制度やいろいろな問題ができるおりませんから、他人にたよれませんから、ある程度貯蓄をしなければならぬということになると思うのですよ。自分が病気になつたときに、あるいは子供の教育のため、あるいは災害等のことを考えれば、何としてもやらなければならぬというところに追い込められておるのだろうと思うのです。そこで値切られるのはどこかというと、やはり食べるほうに来ざるを得ないと思うのですね。そこで、あなたがおっしゃるような、いわゆる生活程度を低くせざるを得ないのであります。だから、したがつて、からだが、早死にするとか、あるいはかからなくていい病気にかかるとか、あるいは体力が云々だといふような、いろいろな問題が出てきておると思う

のですよ。ですから、この百六十八円は、あなたがおっしゃるようになるほど大蔵省献立で自分も食べてみた、あるいはこれでいいかと思って自分で行って聞いてみた、それは非常によかつた、半数は支持しておるので安心だわい、こう言われるけれども、普通、都市生活がいわゆる所得を納める関係の中では非常に多いと思うのですね。こういう人たちはやはり私は納得できないと思うのですがね。あなたは選挙区が新潟だとおっしゃっているが、新潟の農村ばかりじゃないと思うのですよ。都市でも相当あなたはあると思うのですよ。あなたを支持している人たちも相当あると思うのですがね。あなたの家庭でも、この百六十八円では、ちょっと奥さんも娘さんもやり得ぬのじやないでしようか。それは一ペんはできるかもしれないが、三日、四日と続かぬじやないかと、こう思います。とともに、こういう数字をして、やれ百六十八円でやっているけるのだからといふようなことを言われることは、私は、日本全体としてはいかにも日本の生活が低いということを、逆にいえば証明しているようなことだと思つておって、もう少しこういうようなものは上げるのが実態に合つておつて、こういう数字を出してこれでもまだいいのだ、これ以下の人があるのだということを言われるというのは、高度成長政策の中で日本の国は強大国の中に入つて、こういうような話があつて、片一方に日本は世界の強國の中で高度成長で非常にりっぱな国だと言われている中に、片一方では百六十八円でこれは標準食糧費といふのは、私たちはどうもこのくらいおかしな食いつかぬ話はないと思うんですがね。まあ逆算をしてきたらこうなったんだ、こう言われるなら話は別だ。これでやつていいけるのだと言われるならば、私は議論をせなくちゃならぬ。

○政府委員(東美之松君) 百六十七円四十八銭と

いうのではたして食つていけるかどうか、いろいろ議論のあるところでござります。しかし、先ほど大臣は農村を加えてというお話をございましたが、総理府のこの統計でありまする勤労者世帯の

三十九年中の一ヵ月平均の統計が出ております。これで見ますと、この世帯は平均でございますので、四・一三人ということになつております。世帯数は五千百十七の調査でございますから、必ずしもこれで十分全部を推測できるとは限りませんけれども、これによりますと、一世帯当たりの一ヵ月間の食糧費支出額が一万七千二百六十五円、こうしたことになつております。そこで、この四・一三人として計算いたしますと、一日の食糧費は百三十九円三十四銭ということになつてあります。これはまあ総理府の統計でそうなります。私どものほうの百六十七円四十八銭がそれを上回つてあるというようなことは申しません。この百六十七円四十八銭というのは成年男子の場合でございますので、子供などを加えて計算いたしますと、まあ標準世帯の場合ではありますと、大体この百三十九円くらいの数字になるわけでございます。

そういう意味では、現在の日本の勤労者は、これはあるいは総理府の統計の中には、たとえば主人が屋外で食べたというようなのは食糧費としてついておらないというような心配はございません。心配はございますけれども、この家計調査でいうことになつてているのであります。こういうのが国民生活の実態であるということをまず認識して、その上に立つてこれではいかぬのでもっとその向上をはからなくちやいかぬということになるのではないかと思つてございます。まあいろいろ論議のあるところでござりますけれども、数字的にはそういうことでござります。

○成瀬権治君 まあ予算委員会等で相当おやりになつた問題じやないかと実は思つてゐるわけですが、私は予算委員会を傍聴しておりませんからわかりませんけれども、総理府のほうでこれは男子、子供をみんな分けてカロリーはどのくらいに交際費を資本蓄積に回るようなことを税制面の上に回つていくとかなんとかといふようなことに悪いうふうな解釈じゃなくて、もう少し交際費について、税制面からチェックしていく。今度それをお金不算入率を二〇%くらい上げられたようですが、交際費は三〇%を五〇%にしたわけですね。ですから、もう少しこういうものについて、何かすけれども――二〇%にはなりませんか、千分の二十ですか。

○成瀬権治君 千分の二十上げられたわけですか。

○國務大臣(田中角榮君) 交際費というものの内訳でございますが、交際費で飲んだり食つたりばかりしておる、公用消費の名において重役でもなんでもみな飲んでる、家庭のサービスまでに会社の交際費でもつつけさせておくと、こういうことになる。とにかく大蔵省献立表というのがあります。これはよくわかりました。しかし、非常に国民党に不評判で、主婦はこれではやつていけないと

うことを言つておきたいと思いますが、交際費のことだと思いますから、まあその問題はそれにとどめましょう。

次に、租税特別措置法の問題について少しお伺いをしておきたいと思いますけれども、まあ税制調査会と相当なこともあります、いろいろと議論がござります。

そのことが、一方では中小企業の倒産とかいろいろ問題出てきているわけですが、必要経費といふものは、私も交際費の中に必要なものがあるといふことはわかるわけなんだけれども、どうもこう

いうものが少し多過ぎるようなことに常識的に判断されるわけですが、これを何かもう少し、必要

悪いうふうな解釈じゃなくて、もう少し交際費

のことはわかるわけなんだけれども、どうもこう

いうものが少し多過ぎるようなことに常識的に判断されるわけですが、これを何かもう少し、必要

<p

まったくほかがない、無形の資産をつくるとか必要以外の宣伝をじやんじやんやる、これは宣伝費と交際費は絶えず議論をしておるわけでござりますが、なかなかうまい結論が出ない。こういうこととで損金不算入割合を引き上げたわけであります。が、あなたの御発言の中にあるように、こういうものをもつと整理する、合理化することによって、その反対給付として社内留保を認めたらどうか、こういう考え方、こういう面でひとつもつと深刻に検討する必要がある、こう思います。でありますから、宣伝費、交際費、こういうものは健全な事業経営の上に将来にも役立つような合理性というものを私はもつと追及をして税制上も考えなければならぬだろう、こう考えます。

○成瀬源治君 これはぼくは調査会の資料しかありませんが、この八一ページに売り上げ千円当たりの支出交際費というのが書いてある。一番多いのは、千円に対して割合でいえば、サービス業が一番使っているわけですが、金融機関などは少ないようですが、二番目が不動産業、三番目が建設業、四番目が料理飲食旅館業、あるいは運輸通信公益事業が五番目になつておるわけです。が、この中でどんなことにそれじゃ、いわゆる世に言う必要欠くべからざる交際費じやなくして、少しこれは交際費としておかしいじやないかといふことですから、頭のほうから五番目くらいまでのものについて、中身について何かお調べになつたことがございましょうか。

○政府委員(泉美之松君) 交際費の範囲につきましては、現在のところ、益暮れに配る手ぬぐい、うちわなどの類は交際費の範囲には入れない、それから会議をいたします際に出すお茶とか菓子程度まで、これは交際費に入れないといたしまして、そのほかにいろいろな接待用のために使うとかいったもの、益暮れにいろいろな贈答品を送る、こういったもの、これを中心に交際費と考えて、それについて一定限度をこえるものについて

て課税をする、こうしたことになつてゐるわけですが、交際費の額が多いということ、これは必ずしも日本だけではなくて、外国でも最近税負担がだいぶどの国も高いものでございますから、それを免れるために相当交際費を社用的に使うというのがあふえておるようでございます。しかし、これが決して望ましい方向ではないことはお説のとおりでございますので、私どもとしては、こういった課税のやり方以外に何らかもっと、たとえば交際費を節約したならばそれに応じた社内留保かもつとできやすいようになるというようなことを、大臣にも言われましていろいろ検討いたしておるのでございますが、何ぶんにも交際費というのは、売り上げが伸びれば交際費がふえるのはあたりまえじゃないかというような考え方ございます。したがつて、その交際費を減らしたというのを何を基準にして考えるか、これがなかなか技術的に非常にやっかいでございます。売り上げといって、臨時にたとえば土地を売つて何したといふ場合に、その土地を売るのに交際費がそんなにかかるはずはないじゃないか、普通の商品を売るのと違うじゃないかというようなこといろいろ議論をいたしておりますが、何ぶんにもそういう制度を取り入れるのには税制が非常に複雑になつてしまふので、もう少し何とか簡素化された姿でそういうことができないかということをしきりに検討いたしておるのでございますが、まだ十分な成案を得ない状態でございます。

とをわれわれは認める、これはあると思うのですね。しかし、どうも四千五百二十億というのは、何か片一方の、これを読んでいるうちに、法人税と比較して法人税の半分ですか、法人税のほうが半分なんですか、何やらそんなのと比較してちょっととやったようなことが中に書いてあって、私は知恵を出すならこういうところで出して、そうして企業が健全化の方向に向かうよう努めることで、ですが、少し考えてもらって、私は知恵を出すのがいわゆる政策じゃないか、行政じゃないか、そのやるべき面してある大きな問題じゃないだらうかと思う。したがって、ゼロにせよということではなくて、片一方では、交際費をあなたがおつしやるよう、何か交際費は使わなければ、それが会社の健全化といふか何かの上に残っていくのだというようなふうのことも一つの方途だと思います。いろいろな方途でお考え願うとともに、もう少しこれは、交際費は認めないと、どうぞしとし落としていく。それはなるほど接待費のほうに入っています、あるいは機密費がありませうというようなことも、そういうようなものは明らか認めないぞと否認していくような、そういう行政指導も考え方されたらいいのじやないかと思いますが、こちら辺のところは税務署も抜かりなくやっておると、こうおっしゃるかもしれないがんけれども、どうも交際費の問題としては、まんざりしないで、どうも交際費の問題としては、まんざりしないのです。まあ検討するというお話をすっきりしないのです。まあ検討するというお話ですから、十分ひとつ御検討願いたいと思います。

なつておるのか。このことをおやりになるとどういう人がもうかるかということですね。この減税は、だれを対象としておやりになつておるかといふことを考えますと、どうも納得がいかないわけです。ですから、これはもう時限立法にしなければならないということは、恒久立法ぢやないといふこと自体が、これは悪い法律だということを大体前提にして私は——あるいはいまは必要なんだという、非常に局限された必要だったかもせんけれども、そういうことかもせんけれども、これを今回またより減税をされる必要というものはないように考えますが、これはどうでしようか。

○國務大臣(田中角栄君) この御指摘の利子の問題、それから特に証券配当の課税についての問題に対しても、どうも相当な御批判がござります。御批判がございますが、いまの段階においてはどうしてもこうしたことしなければならないといふ必要性を感じまして、こういう处置をとったわけでございます。これが現在の税負担公平の原則を非常に乱すものだ、こういう御意見もございますが、いまの日本の状態、また世界に、国際情勢に對処する日本の姿を考えますときに、今まで資本蓄積ということと貯蓄というものに對してもっと深刻なものの方が必要ではなかつたかといふことを私ははじめて考えております。特に、昨年四月一日から開放経済に向かいまして、好むと好まざるにかかわらず、将来的日本のわれわれの生活をより豊かにしていくためには、どうしても日本の産業自体に国際競争力をつけていかなければなりませんし、日本の産業の体质改善ということが必要なわけであります。現在物価の問題とかいろいろの問題がございますが、私は公平論、分配の公平ということは当然考えなければならない。なつてしまつてから、これはいろいろ自由化議論といふものに対してもつて深刻に考える必要はないのかと。まあ山陽特殊鋼が更生会社になる。なつてしまつてから、これはいろいろ自由化議論といふものに対してもつて深刻に考

金を出さなければいけないか、金融でめんどうを見なければいけないか、そういう問題を私もよく理解できるのであります。ですが、やはり日本の産業全体といふものの基礎をつかって、そして山陽特殊鋼やサニウェーブのようにならぬか、金融でめんどうを見なければならないよにしなければいかぬということに対して、いつでもそこまでは言われるのですが、そのためにはどうするか。自己資本比率を上げる以外にありません。私は、率直に申し上げます。ですから、そういうところに追い込んでおけば、だれもが納得することだと私は思います。

西ドイツのようにならぬか。西ドイツは確かに戦前と同じ資本の状態でありましたが、資本蓄積、自己資本比率を上げるということに対しても、非常に努力いたしました。あらゆるものに最優先してやつた。ちょうど日本が先進国の状態に変えるために社会保障に優先して思い切って前進体制をとつているときに、彼らはそういうものを押えても、どうせ国の方が強くなれば当然やるべきことであるから、とにかくそういう社会保障の支出を待つても、まず国の産業基礎をつかう政策をとらなければならないと言つたことは事実であります。これは明らかな事実でござります。

でありますから、私は、利子の問題とか、配当の問題とか、ここまで追い込まないうちに、私は昭和二十年に、そのころ一番困ったのは何かといふと、資本が無資本の状態になつたということなんですね。だから、あのときに、こういう政策をとるべきだったと思うのです。いまでも自己資本比率が非常に低いといわれておりますが、戦前六一%の自己資本比率が現在二三%になつておる。これは一体上がる可能性があるのか。ほとんどない。ほとんどありません。下がる可能性は大いにある。こういう状態を一本統けていけるものかどうか。私は、会社につとめておる従業員が、利益があるなにかかわらず定期昇給ができる時代ですから、みながみな石炭企業のようになつてしまつて、初めてそこで自己資本比率をふやさなければならぬというような、私はそういうものの考え方自体を

直していかなければならぬと思っております。ですから、少額貯蓄免税点を百万円に上げても、税でもって優遇しても、必ずしもそのときには貯蓄はふえておらないじゃないか、また特例を廃したときには逆に貯蓄はふえておるじゃないか、こういう議論がございますが、私はそれよりも重要な施策を行なうためには、政府はあらゆる施策をやる。私は税法に対しては、あまり税法の中にいろいろな政策を盛り込むことは反対であります、基本的には、これは一律わかりやすい税法で税は徴収して、そうして国が恩恵を与えるものに対しては補助金とかそういうものではつきりするほうが一番簡単だと思います。どうも自分は国の恩典を受けているのか受けていないのか、受けないといふと、恩典を受けている人はそういう恩恵に対して感謝の気持ちもないし、その自覚がないといふようなことはよろしくないわけでありますから、おらないと、恩典を受けている人はほんとうに単純にわかりやすいものにして、支出するものは別に支出をすることが正しいと思いますが、しかし、現に現行の税法の中には、いろいろな政策が織り込み済みであります。でありますから、いま主税局長が申したように、これ以上にいろいろな政策を入れようとする、ますます複雑になつて、専門家でなければわからない税制になるわけであります。だから、現在政策を盛り込んでおるということから考えますと、資本蓄積や貯蓄がどうしても必要であるということであるならば、税法上の特例を認めるということもある時期やむを得ないと思います。

それで、私は最後に一番これは重要な問題ですから申し上げますが、物価の問題とか、特に社会の皆さんも、フランスのように金の裏づけを持つようにせよ、金本位制に返るわけにいかないが、日銀信用によつてどんどんとやつてもいつかぶれるにきまつていいんじゃないか、つぶれないにしても、物価がどんどん上がつてくるという悪循環が必ずくるということを言われますが、日銀信用をもつと収縮をせしめて、そうして適度な信用

長を続けながら産業資金を得ていくことになると、一体どこから得るのかということをもう一度一つ検討してもらわなければなりません。外国から借りても返さなければならないから、外国からの借りても返さなければならないから、外債市場や証券市場というもののから資本を得て自己資本比率を上げる以外にないのであります。ですから、成長は続けなければならぬ、日銀信用や借金政策はやめなくちゃいかぬ、貯蓄はもう限度だ、こういうことになると、もう前進の道というものはそこにはないわけであります。私は、資本蓄積や貯蓄の増強というもののみがわれわれの将来の前途をささえるものだ、こういうことを端的になげまつと考えないのである。私はまあ自分で事業をしてきましたから、いまの銀行のように貸してくれるはるもつともっと事業を大きくてきたと思うのです。中小企業もはんとうに金があるなら、貸してくれるなら、もつともっと合理化もできるはずであります。だから、一五%とか一〇%の高度成長、八・一%の中期経済計画といつても、その中に金融機関から幾ら借りるのか、自己資本比率を幾らにするのか、外国から幾ら借りりて、そして八・一%の成長をやるのかという、資金計画をいつも持たない。資金計画を持たないところに大きなひずみが出たのではないでしようか。私は、そういう意味で、いまこそ、こういう政策をとるからぬに対しては問題はあるでしょうが、少なくとも自分資本比率を上げて貯蓄の増強を思い切ってはかる、こういう政策を政府がとらないとしたならば、これはやはり国民に迎合だけして、私は少なくとも政府の責任を果たすものではないと非常に深刻に考えまして、私もこれを出したことで戦後最悪の大蔵大臣だと、こう言われてもおりますし、そう言われることを承知しながら、あえてこの政策の必要性を認めた、こういうことでござりますから、まあひとつ十分その間の事情を御了承賜わりたいと思います。

○成瀬幡治君 非常に突っ込んだお考えからおやりになつたということを有る御説明なんですがれども、しかし、実際問題として、あなたのほうの資料で、それなら配当所得を受けおる人、あるいは利子所得というような問題で、貯蓄をしなければならない、貯蓄奨励の一環、あるいは公社債、あるいは証券市場の育成の問題からこういうことをやつたのだ、こういうことなんですが、一体それなら配当所得だけで日本でいま最高の人、が、それは松下幸之助さんくらいですか、これは五%の持ち株の制限がある、あるいは五十万以上の制限がありますからですが、配当所得だけで生活をしている人がどのくらいあって、そうして配当所得だけの人で最高といえどどのくらいの人がありますか、いま。あるいは配当所得を受けておる一番多い層は、何万から何万くらいの見当が一番多いわけですか。そういう資料はないわけですか。

○政府委員(東美之松君) 総所得の中で配当所得の非常に多いというのは、これはもう言うまでもなく、二千万円超のような大所得者はその所得の大部分が配当であるということがいえます。しかし、配当の金額のほうで申し上げますと、一番多いのが、これは人數にもよりますが、所得二百万円から五百万円くらいのところが人數的には一番多いということになつております。その間の、実は個人の受け取る配当のうち相当程度のものは源泉徴収だけで、申告のほうにあらわれてきませんので、申告にあらわれてきたほうで見ますと、全体の中告額が一応千六百九十二億くらい申告されておるわけですが、そのうちの五百五十八億というものがこの五百万以下二百万超というところにあるわけでござります。その意味では、その辺の階層が相當たくさんあるわけですがござります。

○成瀬幡治君 ほくは地方税との関連でこういうことが起こりやしないかということを心配しておりますが、選択課税になりますね。そうしますと、もし悪く考えれば、確定申告ですね、総合

所得申告をやるときに、選択課税になつたから、片一方のほうは全然申告せない。そうすると、地方税の算定は、総合課税の場合には御案内のとおり自分が計算をして、そうして市役所に出す、市町村に出すと。その場合に、今度悪意でということもかもしれません、とにかく落としてやつてしまつたと。それを見つけるのは市役所が見つけなきゃならない。ところが、選択課税でやつておるのだと、その書類は税務署のほうに行つて、いるわけです。税務署から回つて市町村に行く、それを今度は総合して合算をして、市役所があなたは幾らですよ、こういう形をとることになると思うのですよ。そうしますと、市役所、市町村にそれだけの私は能力があるかないかという問題點が一つある。なかなか、そういう脱税を追つかけてやる能力があるかないかというようなものが、あって、どうも今度の選択課税にされると、少なくとも片一方じゃ一五%，それの税金を払つていふことは確かだ、国税のほう。しかし、地方税のほうはすつと抜けてしまいやしないかということを心配しておるのですが、そういうような点はどういうふうにお考えになつているのですか。

いますが、市町村の税務当局は税務署のほうに資料を写しに来られるわけでございますね。それを基礎にして市町村税務職員の方が今までこの住民税の処理をやっておられたわけでございますから、それと同じことでござります。

○成瀬暢治君　いや、非常に——心配はないですか、ほんとうに。私が心配しておることは、たとえば小さいところならば員数が十人とか二十人とか、大阪とか、名古屋というように、百万とかあるいは百五十万都市になつてまいりますと、なかなかことじやないかと私は心配しておるわけですね。そういうことに対しても、地方税ですから、住民税ですから、それは市役所のほうでそれだけの能力があるかないか。いままでも、私ならば私が選択課税だから、やらずにおるわけだな、悪意でもつて。見つかりや見つかったときにしようがないから、というような感じでやられたら、たいへんじやないかというようなことを心配しておるわけです。そういうことはないのですか。

○政府委員(泉美之松君)　まあその点、御心配ごもつともござりますけれども、私どもから申し上げるのはおかしいかもしませんが、自治省のほうからお聞きくださいたほうがなお正確かと思いますが、自治省の税務当局のはうと打ち合わせた結果、それでやつていいける、地方税のことは、まあ心配すればいろいろ心配がないわけじゃありませんけれども、自治省としてはそれでやつていくということでできております。

で、まあこれは源泉選択する人員の見込みの問題でござりますけれども、先ほど成瀬委員からお話をございましたように、一銘柄年五十万、それから一公社の総株数の五%というので切つてありますために、わりあい大所得のところでは選択があまりきかない。まあそれは銘柄を分けてはほかの株を持つのが精一ぱいで、ほかの銘柄まではなかなか持ちにくいというのが実情でございますので、そういった点からいたしますと、源泉選択を

する人員は、私どもはいろいろ推計はいたしておりますけれども、そう多くの人員にはならないといふふうに思われますので、まあこれらにつきましては常に自治省の税務局と接触を持ちながらやっておりまして、まあ自治省当局としてはそれくらいの人員なら十分やつていいけるこういうことを言っておられます。

○成瀬幡治君 そうしますと、総合課税の申告といふのはやらねばならないというふうになつておりますか。

○政府委員(泉美之松君) 地方税法のほうではそういうふうになつておりますて、国税のほうは源泉選択でありますけれども、地方税のほうは一年おくれで申告しなければならないということになつております。

○成瀬幡治君 これは一銘柄について五万円以下のものについては、国税のほうでは全然対象にならないで、地方税のほうではいままでこれは税金対象に——今まで三万円でしたけれども。で、地方税のほうもこれは全然。ですから、税金は納めなくてもいいという解釈をとられるわけですか。

○政府委員(泉美之松君) 国税のほうで確定申告を要しない一公社一銘柄年五万円以下の配当分につきましては、これはまあ地方税のほうでも、第一、国税のほうで資料が出てまいりませんので、地方税のほうで課税しようとしても困難であります。したがつて、地方税法のほうでもそれは申告が必要ないということになつておるわけでござります。

○成瀬幡治君 必要がないということじやなくして、そうしますと、これは住民税の対象には全然ならないのだよ、そういうことなんですね。

○政府委員(泉美之松君) さようでございます。

○成瀬幡治君 そうすると、一銘柄五万円超の場合、そしてしかも総株式の5%、それから五十万円以下ですね。5%以下、五十万円以下、そういう場合には選択課税をやつて分離課税にしようという場合ですね、分離しておいた場合には、確定

申告はそのときには両方合算をしてやる必要ないわけでしよう。初めから分離課税になっちゃっているのですから。ですから国税のほうも総合課税はそれで済んでいます。ですが、もう一つ地方税の住民税をやる場合には、これは地方税のほうの関係になりますけれども、それは合算して申告をせなくちゃならぬというふうに法律はきめてござりますが、それはどうなっておられますか。

○政府委員(泉美之松君) 念のために正確を期する意味で申し上げておきますが、この源泉選択ができるのは、一會社の総株数五%以上の株主、それから年間の配当が五十万円以上の場合は源泉選択ができません。したがって、源泉選択ができるのは五%未満または年五十万未満の場合でございます。五十万以上となりますと、実は源泉選択できないわけでございます。

それから、いまお尋ねの点は、国税のほうは源泉選択いたしますとそれで済みまして、総合申告の際には、源泉選択分は総合申告の中に入れる必要はございません。しかし、地方の住民税のほうにおきましては、これは申告しなければならないということになつております。

○成瀬権治君 申告をしなければならないということになつておれば、そうしますと、今までの形式が変わってくるということで、わかりました。

その次に、利子課税のほうの問題ですが、利子所得のほうですが、五十万から百万に引き上げられたわけですが、百万というと、これは相当元本がなければならぬ……。

○國務大臣(田中角栄君) 元本百万。

○成瀬権治君 そうしますと、いままで郵便局のあれは最高限度は百万でしたね。

○國務大臣(田中角栄君) そうです。

○成瀬権治君 これは郵便局へせつせと、十からいにやれば、一千万までいいということになりますが、それでやられたということでございますか。

○政府委員(泉美之松君) この郵便貯金の場合
は、御承知のとおり少額貯蓄の対象じやなしに、
じやないですか。だから、実際はそういうふうな
分けてやることは可能じやないだろかといふこと
とを言つてゐるのです。

○成瀬脩治君 いや、処置しているとおっしゃら
れることもわからぬわけじやないですか。それとも、
実際問題として、それじや郵便局から郵便局へ、
田中角栄という名義が、Aの郵便局から百万元
あつたと報告する、Bも報告する、Cも報告する
というふうなことはあり得ないでしよう。やるうや
くすればできるじゃないか、またそれを追つかげ
てつかむことが困難じやないかといふことを私は
言ひたいわけです。あなたは、そういうことはな
いように、許さぬぞということは実際法律のどこ
かにきめてあるかもしれないが、実際は守られない
い。もし条文にあるとすれば、これは守られない
たら、それは少額貯蓄の非課税限度額の中にうま
く入つてしまふことになりはしませんか。たとえば
私が二千万持つてゐる、そうしますと、それを二
十の郵便局に入れる、あるいは銀行に分けてやつ
たら、それは少額貯蓄の非課税限度額の中にうま
く入つてしまふことになります。これが二つと過去に
おいても、ほとんど並行して上がつてきたわけで
あります。今度は非課税限度を百万円にして、
これは簡易生命保険も五十万円。簡保だけは早く百
万円にしたわけであります。これはずっと過去に
おいても、ほんと並行して上がつてきたわけで
あります。今度は非課税限度を百万円にして、
ということであります。百万円にする場合には、
少額貯蓄免税五十万円にしましたときも御審議を
いただきましたが、何枚も何枚も分割をするとい
ふことは許さないといふようになつております。
実際問題として、無期名定期と同じように、いろ
いろなことをすればどうことが言われますが、
まあたてまえでは、一人の者が何口も、非課税限
度までの金額を別のところに預金をしたら非課税
になるというようなことはないようになります。

郵便貯金の利子は非課税利子のほうに入つております。そこで、ただ郵便貯金の預入限度額として、いままで五十万、今度、いま法律が出されておりますが、その法律が通りますれば、百万円に引き上げられるということになるわけです。その際に、お尋ねのように郵便局を連れれば、あっちへ百万、こっちへ百万預金できないかということになりますが、これにつきましては、私ども郵政省の当局といろいろ打ち合わせいたしておりますが、郵便貯金の種類、これが定額があつたり普通があつたり積み立てがあつたりというようなことでござりますが、これにつきましては、私ども郵政省の当局といろいろ打ち合わせいたしておりますが、郵便貯金の種類によつて管理局が違つておるので、そのため、定額だけでございますと、管理局はたとえば山梨の甲府にあるとかいうところで、いまの郵政省のやり方は、定額とか普通とか、そいつた貯金の種類によつて管理局が違つておるので、そのため、定額だけでございますと、管理局はたとえば山梨の甲府にあるとかいうようなことでござりますと、そこでチェックがきくわけです。ところが、定額とそのほかの預金に分けられますと、いまのところそれができ得る形になっているために実行上困難でござりますが、その管理局、これは戦時中に実は疎開したのがその局と打ち合わせいたしまして、そういうことをやっておるのと、それはそういう管理局が分かれられますと、いまのところそれができ得る形になっております。そこで、先般来から郵政省当局と打ち合わせいたしまして、そういうことをやっておるのと、それはそういう管理局が分かれられるためにも何らか改善したいと言つておられます。そういうことで管理を統合するということによつてそれを防ぎたい、こういうことでいませつから努力いたしております。

けれども、少しそういうほうの業界の話を伺ってみると、たとえばフランスなどでは、三億のがかりにあるとしますと、その三分の一はフランス政府が補助するというのですね。したがってコンサルタントの仕事をやるときに、三億で入札すれば、向こうは三分の一補助があるから、二億でやれるというわけだ、早い話が。そういうことになると、日本は非常にそういう点でやられてしまったのだ。ひいてはそのことが今度は建設の仕事のほうにも、そういうことで、何といっても国内で情報が流れていますから、入札のときに、今度は建設のほうで負けてしまうことになってしまふ。日本の建設の技術なりあるいはコンサルタントのそういう技術等はなかなかいいんだ、特に農業用水の問題あるいはダム等の問題については非常にすぐれているのだけれども、そういう点でどうも諸外国に負けてしまふ。特に東南アジア等あるいはアフリカのあいうようなところで、どうも競争に打ち負けてしまつておるのだが、もう少ししこういうような問題について、技術でありそれの輸出にもなることだから、何か恩典は考えてもらえないだろうか。今度少し出ておりますが、もう少し思ひ切った政策をとってももらえないだろうかというような意見を聞いたことがござります。そういうようなことについては、大臣等にもいろいろと私はお話を通じておると思いますが、そういうような点についてはどういうふうにお考えになつておりますか。

それを受注を受けまして、日本のそういうコンサルティングの仕事をやっている会社に、下請といふえば譲弊がござりますが、それに頼むという事になるわけでございますが、そういう場合に、いまだでは第三者を通じて行なったそういうコンサルティングの業務の場合には、技術の海外取引の対象に入れない。コンサルティングをやる人が取引約の対象になつていなきやならぬということになつておつたのであります。今度の改正でそういった商社を通してするものも認めますということになりました。

それから、従来は一つの契約が一億円以上のふりのでないとだめだという、大きな契約に限つておつたわけですが、これも実情から見て少し大き過ぎやしないかというので、今度は三千万円以上から適用するというようなことにいたしまして、できるだけ実情に即することにしたのであります。

このコンサルティングの場合におきましては、収入金額の二〇%とか、または総所得金額の五〇%とか、いずれか少ない金額を控除できるというので、かなり大きな特典になつておるわけでござります。

○國務大臣(田中角栄君) いまのコンサルタントの問題は、戦後急速にこういう問題が出てまいりました。いままであまりそういう実例がなかつたというところにも問題があつたと思います。しかし、いま御指摘になつたように、低開発国等でダムの設計とか鉄道の設計とかをいま日本に持ち込んできているものがある。代表的なものは、日本の久保田さんがいろいろなことをやつておられますが、外國との競争の上ではハンディがあります。いま主張ならないということは十分理解できます。いま主張できているものがある。代表的なものは、日本の税局長から申し述べましたように、適当な処置はやっておると思いますが、新しい時代でありますので、こういうものに対しても十分将来も検討してまいりたいと思います。

○成瀬鑑治君 技術の輸出ですが、これは非常に金のかからぬといふか、元のかからぬといえば五のかからぬことありますので、私はひとつ前回

きに検討されて、今度はいろいろなことでかつての輸出控除の恩典くらいまでいくようなことに置いて、何かガットの関係はこういう問題にはないと思しますから、十分優遇して、そうして大きく外貨の獲得のために役立てるようにしていただきたいと思います。

最後に、二つ、一つは、もう一回。即ち貿易

（最後の言）で悪いのですか、もう二年、物語が
で自動車の問題にからんで、今度の自由化を、こ
れは通産大臣の権限になるわけですが、九月にす
るとかあるいは十一月にするとか、あるいははどう
とか、いろいろな問題が出てきておるわけですが、
が、それと一緒に、今度は直接投資の問題も議論
されおるようですね。そういうことと関連し
て、物品税が一六、一八、二〇と、基本税率にす
ぐ戻るという改正案が今度出されたわけですが、
十分検討されて、二〇%の基本税率に戻るとい
う、そういう姿勢だということは私はわかります
けれども、少なくとも戦略産業と称せられておる
自動車産業が、ある程度保護していかないと、
ヨーロッパなりあるいはアメリカ資本に牽制され
てしまふ。あるいは今度はカナダとアメリカとの
間には部品についてのあいいう協約ができたわけ
ですね。ですから、日本もこの戦略産業が食われ
るというようなときなら、むろん問題だと思うの
です。そこで、自由化を、業界の推移を見られ
て、これはとてもたいへんじゃないかというよう
な場合には、基本税率に四十二年度には戻るとい
うことには一応法律上ではなっておるけれども、
そういう場合には再検討される余裕というものは
あってしかるべきだと思いますが、これはどうで
すか。

○国務大臣（田中角栄君） 自動車の自由化につき
ましては、昨年やろうといふことがことしに延
び、六月にやろう、あるいは六月ではなく慎重に
やらなければいかぬというように世論があるとい
ふことを私は承知をしております。まあしかし、
日本の自動車産業も非常に成長いたしまして、現
在の状態では、自由化は何とかやっていけるので
はないかという自信がだんだん出てきた。業界で

今度も基本税率に一挙に戻すということが考えられたわけですが、いまあなたが申されただような、もちろん慎重に検討しなければならないということで、「一応二〇%に戻るまでには段階的な措置をとったわけあります。自由化自体が、いま新聞にも出ておりますが、きょうの新聞あたりでは、もう年末まで延びたのではないかというような断定的な記事さえもございますが、まあ政府としては、これらの産業が大型な産業でありますから、これが自由化によって壊滅的になるというののはたいへんなことです。でありますので、自由化のスケジュールということにこだわらず、今日まで慎重にやつてきたわけであります。これが自由化という際に、いまの基本税率に返るということは、国際競争にたえるかたえないかという見きわめが必要なわけでありますから、これらの事情を十分検討してまいりたいと思っております。

いう問題については私は慎重な態度で臨んでいたがなければならない、こういうことなんですね。だから、それで、あなたのほうにどう言ってもらつたらいいか、あなたのほうにどういったお答えを要求したらいかわかりませんが、率直にいえば、自由化したと、その段階で半年たつたら一ぺんこの物品税の問題について、特に自動車に限つては検討をする心が見えがあるとかというくらいのことは言つてもらいたいと思うのです。それでは、おまえ、今度の改正は意味ではないかということになるから、非常にそこはあなたのほうにどうしてもらつたかった点かもしけませんが、私はそういうふうに考えておりますが、もっとよく検討していただきなければならないと思います。

○國務大臣(田中角栄君) あなたの御発言の要旨は十分理解をいたしました。いま御審議をいただいておることでございますので……。しかし、重要な問題でありますので、先ほども申し上げましたとおり、自由化 자체に対しても慎重な態度をとつておるわけでありますので、諸般の情勢を慎重に検討いたしたいと思います。

○鈴木市販君 さつきの成瀬委員の質問に関連して。泉さんは郵便貯金のことはかなり詳しく利子の問題については申しましたけれども、銀行の場合は一行一口ですね。じゃ、十行一口の場合はどうするのですか。一口ずつ十行に分けるとか、あるいは税のかからないそれすれの、たとえば百五円以下ですけれども、百万円には満たないけれども、百万円以下のやつをたとえば幾口も銀行を分けてやった場合はどうなるのですか。そういうところまで押えられるような方法を何か講じておりますか。

○政府委員(泉美之松君) 郵便貯金以外の金融機関に対する預貯金につきましては、預貯金をいたします際に少額貯蓄非課税申込み書というのを金融機関を経由して税務署長のほうに出していくと、だくことになっております。そこで、金融機関を経由して税務署に参りますものを、税務署で名前を出いたしますと、同じ番地の同じ人が……

○鈴木市藏君 無記名の場合、どうですか。

○政府委員(泉美之松君) 各金融機關にいまのようになっている場合はチェックできると思います。なお、非課税貯蓄の場合は無記名は認めないことになります。

○鈴木市藏君 名前を変えたらどうですか。

○政府委員(泉美之松君) 名前を、たとえば泉一郎、二郎、三郎、四郎というようにやる場合に、これは住民登録がございますから、税務署のほうはそれとチェックして、これはおかしいじゃないか。いずれにしても、非課税貯蓄の申し込み書が出来まして、それが全部税務署に集まることになります。これは実は枚数からいたしまして、二千五百万枚集まっていますから、全国ではたいへんな枚数でござりますけれども、それを税務署のほうではチェックをいたしまして、非課税貯蓄の申し込み書の出ているものについてはそういうことでやります。申し込み書の出でていないものにつきましては、分離課税ではござりますけれども、源泉徴収課税することになつております。

○田畠金光君 大臣に最初に租税特別措置の問題で若干お尋ねしたいんですけど、私も税調の答申を幾らか読んでみましたが、この答申によれば、昭和三十二年以來、租税特別措置は整理合理化の方に向でいくようになると、こう書いてあるわけですね。先ほどのお話をのように、この特別措置が経済的高度成長に寄与したということは私も認めるわけであります。いろいろな特別償却制度とか新しい技術の導入とか、企業の設備拡大について積極的な貢献をやっていること、また、新技術の導入や生産規模拡大によるいろいろな損失の危険の防止にあたって準備金、引き当て金その他の措置がとられている。こういう意味においては、特別措置の果たしてきた役割もよくわかりますが、同時に、原因もやはりここにある。これはいい面もあったが、半面においてまたそういう欠点もあった。こ

ういうことは当然認めてもらわなくちゃならぬと思うんですが、だからこそ、税調においても、いろいろな角度からでもありますよう、これを整理統合化、合理化の方向にやつていけと言つていてると思うんですが、この点どうですか。

○国務大臣(田中角栄君) 特別措置でございますから、あくまで政策目的が達成されましたらこれは廃止する、こういう方向であることは間違いございません。また、その措置を必要とする時代であつたといふことも、これはもう十分お認めいただけると思います。何ぶんにも二十年間でここまでになつたんありますから、その過程において税法上もいろいろな恩典を与えるし、場合によつては補助金も与えたり、いろいろなことをして、今日ようやく開放体制を迎えるような状態になつたことは事実でございます。

ただ、特別措置が高度成長、超高度成長を促した、ひづみのもとだ、こうばかりは考えておらぬのであります。私が今度お願いをしてる利息課本比率をうんとあげておく、また一面、日銀信用によって信用膨張が起らぬないように、金融機関は実際の預金の総額によつて産業資金を供給するや利子に対してもっと優遇する、そうして自己資本比率をうんとあげておく、また一面、日銀信用につきましては、起こらないとは言いませんが、いずれにしては、起こることでバランスがとれておつたならば、いまあなの指摘されるようなひづみというものは、起こらぬことは言いませんが、いすれにしても起こる可能性は非常に少なかつた。でございまさから、おそまきながらも、この法律で一つの制度をつくるということをお願いしているわけであります。

○田畠金光君 特別措置の整理合理化の方向に検討をしているというようなお話をしたが、現在特別措置の対象としていろいろなことが出ておりまね。その中で、どういう問題を、どういう方面を整理検討されるのか、何かそういう大蔵事務当局として準備などありますか。これは事務当局でかけ、こうですが。

○政府委員(泉美之松君) 特別措置を現在こまかく計算いたしますと、三十数項目にのぼつております。これらにつきましていろいろ検討いたしておるわけでございますが、そのうち、從来から税制調査会で問題になつておりますものは、医師の社会保険診療報酬の経費率の特例、それから米の予約減税の特例、これは毎回税制調査会から、不合理な特別措置であるからこれを廃止すべしといふ答申が出ております。それから、そのほかの特別措置につきましては、たとえば航空機の乗客の通行税の問題、これは航空機産業というものが戦後一時崩壊しまして、それからやつとやつていいけるようになつたといふので、各國とも航空機産業には相当補助を出しているというようなことでございますが、これを税でやるよりは、むしろ必要な補助金でやるのが筋ではないか。汽車に乗った場合は一〇%の通行税、飛行機に乗つた場合は五%の通行税というのは不合理ではないかといふうな点がございまして、こういった点が問題になつたわけでございます。そのほかにつきましては、昨年実施いたしたのでござりますけれども、大企業の設備投資が特別償却ということで大きくなり過ぎるのではないか、日本の現状から見ますと、中小企業はまだまだ設備の合理化の必要があるけれども、大企業では相当設備投資が進み過ぎたくらい合理化がかなり進んでいるので、この特別償却をある程度圧縮したらどうかというようなことで、昨年の改正で、從来初年度三分の一特別償却を認めておりましたのを、三割三分から二割五分に圧縮する措置を講じたのであります。それをもう少し圧縮するかどうかといったような問題がござります。

それから、もう一つは、これもなかなかむづかしい問題でございますが、特定公共事業に対しまして、現在有価証券取引税を課税いたしておりました。この間に譲渡所得を課税できないことはないわけありますけれども、課税技術上非常に困難である。どちらかというと申告納税制度でありますから、損失の申告のほうばかり出てきまして、もうかつたほうといふのはあまり申告が出ない。税務署のほうで、そのもうかつた人の課税を追及していくことに非常に難点がある。そ

く計算いたしますと、三十数項目にのぼつております。これらにつきましていろいろ検討いたしておるわけでございますが、そのうち、從来から税制調査会で問題になつておりますものは、医師の社会保険診療報酬の経費率の特例、それから米の予約減税の特例、これは毎回税制調査会から、不合理な特別措置であるからこれを廃止すべしといふ答申が出ております。それから、そのほかの特別措置につきましては、たとえば航空機の乗客の通行税の問題、これは航空機産業というものが戦後一時崩壊しまして、それからやつとやつていいけるようになつたといふので、各國とも航空機産業には相当補助を出しているというようなことでございますが、これを税でやるよりは、むしろ必要な補助金でやるのが筋ではないか。汽車に乗つた場合は一〇%の通行税、飛行機に乗つた場合は五%の通行税というのは不合理ではないかといふうな点がございまして、こういった点が問題になつたわけでございます。そのほかにつきましては、昨年実施いたしたのでござりますけれども、大企業の設備投資が特別償却ということで大きくなり過ぎるのではないか、日本の現状から見ますと、中小企業はまだまだ設備の合理化の必要があるけれども、大企業では相当設備投資が進み過ぎたくらい合理化がかなり進んでいるので、この特別償却をある程度圧縮したらどうかといふようなことで、昨年の改正で、從来初年度三分の一特別償却を認めておりましたのを、三割三分から二割五分に圧縮する措置を講じたのであります。それをもう少し圧縮するかどうかといったような問題がござります。

それから、これはなかなか問題のあるところでございますが、現在、生命保険料控除というものは、社会保障制度がまだ十分に発達していないのでは、納税者の自己負担においてその目的を達するという意味で、生命保険料控除を認めておりません。これはアメリカ以外はどこの国も生命保険料控除を認めているので、これを特別措置といつた点がござります。金額的には実は相当大きな金額のものになって、四十年度におきましては、これに

よつて三百三十億減収になつておるわけでござります。しかし、これは所得税の課税上は、いわば当然ともいえる面もあるわけでございまして、これをはたして特別措置と見ておくのがいいかどうか、現在でも所得税のほうにあります、特別措置法のほうにはないわけでございます。今度三法を整備いたします際に、租税特別措置はでござるだけ措置法のほうに集めたわけでござります。そういう点からいたしますと、そういうものが、その際にまだ集めておらないといつたような点、損害保険料控除についても同じような点がござります。そういう点からいたしますと、そういうものが特別措置と考へるべきかどうかといふことになります。

それから、有価証券の譲渡所得の非課税の問題があるわけでございますが、これは実際問題として、現在有価証券取引税を課税いたしておりまして、そのほかに譲渡所得を課税できないことはないわけありますけれども、課税技術上非常に困難である。どちらかといふと申告納税制度でありますから、損失の申告のほうばかり出てきまして、もうかつたほうといふのはあまり申告が出ない。税務署のほうで、そのもうかつた人の課税を追及していくことに非常に難点がある。そ

ういうことから、有価証券の取引税を課税する上で今日やつてきております。これを今後どうするか、そういった問題がございます。
そのほかいろんな準備金、ことに価格変動準備金は日本独得のものでございますが、このいろんな評価方法、ことに後入れ先出し法とか低価法といつたような評価方法をとつておる上に、なお価格変動準備金を認める必要があるかどうか、こういったいろいろな点がござります。そういった点を検討いたしておるのでござります。

それから、これはなかなか問題のあるところでございますが、現在、生命保険料控除というものは、社会保障制度がまだ十分に発達していないのでは、納税者の自己負担においてその目的を達するという意味で、生命保険料控除を認めておりません。これはアメリカ以外はどこの国も生命保険料控除を認めているので、これを特別措置といつた点がござります。金額的には実は相当大きな金額のものになって、四十年度におきましては、これに

よつて三百三十億減収になつておるわけでござります。しかし、これは所得税の課税上は、いわば当然ともいえる面もあるわけでございまして、これをはたして特別措置と見ておくのがいいかどうか、現在でも所得税のほうにあります、特別措置法のほうにはないわけでございます。今度三法を整備いたします際に、租税特別措置はでござるだけ措置法のほうに集めたわけでござります。そういう点からいたしますと、そういうものが、その際にまだ集めておらないといつたような点、損害保険料控除についても同じような点がござります。そういう点からいたしますと、そういうものが特別措置と考へるべきかどうかといふことになります。

それから、有価証券の譲渡所得の非課税の問題があるわけでございますが、これは実際問題として、現在有価証券取引税を課税いたしておりまして、そのほかに譲渡所得を課税できないことはないわけありますけれども、課税技術上非常に困難である。どちらかといふと申告納税制度でありますから、損失の申告のほうばかり出てきまして、もうかつたほうといふのはあまり申告が出ない。税務署のほうで、そのもうかつた人の課税を追及していくことに非常に難点がある。そ

かといいますと、税調の学者とか、そういう理屈ばかり言つておったって、あなたがいま言つたような、農民というものに対しても心得ているんだで、よくひとつ検討してもらいたいと思います。
○田畠金光君 先ほどから大臣は、租税特別措置を認めるについては、非常に政策的な効果、目的的、これを強調されておりますが、それはまさにそのとおりだと思うんです。「租税特別措置が認められるのは、まず、税制以外の措置で有効な手段がないかどうかを検討し、他に適当な方法が見出しえない場合に限られるべきである。」といふ、さらに「政策目的自体の合理性の判定、政策手段としての有効性的の判定、附隨して生ずる弊害と特別措置の効果との比較衡量などのテストを厳格に経たうえでなければならない」と税調は答申しておりますね。今回の利子配当所得の改正ですか、これは答申の線から大幅に優遇措置を講ぜられたわけですが、先ほど大臣のほうからいろいろな優遇措置の効果についてたいへん礼賛がございましたが、しかし、この優遇措置をやる政策目的は何なのか、これですね。これは何ですか、資本の蓄積だの、あるいは企業の体质改善だとか、あるいは国際競争力強化の基盤をそれによつて進めていくのだ、こういうことだと思いますが、しかし、この答申の中の説明を見ますと、先ほどもこれも大臣の答弁の中にございましたが、こういうようなら資本蓄積、貯蓄奨励の優遇措置を講じたからと、いって決して貯蓄は伸びていない、むしろこんな措置をやらなかつた年が皮肉にも貯蓄は伸びております、こういうようなこと等も統計的にきちんと出立たないとすると、いつまでもこんな措置を続けておりますね。

る必要があるのかどうか、私は深く疑問に思ふわけです。政府はよく、あるときは調査会の答申を尊重したと言い、またこれを曲げたときはそんなことばは使わないで、いろいろと弾力的な答弁に迷っておりますが、私はこういう問題こそもと答申の精神を尊重するというのがほんとうではないかと思いますが、どうですか。

○國務大臣(田中角栄君) 先ほども成瀬さんにお答えをいたしました。あまり長くやつてはいかぬということになりますから、二年間と、こういうことで御審議をいただいておるのであります。五年間で効果があるかどうかということは、十分見きわめなければならないと思います。これはしょっちゅう申し上げておるわけであります。私がまだ田畠さんにはおわかりいただけたと思っておったのですが、やはり田畠さんもおわかりにならないと、こういうことでありますならば、悲しいことだと思います。とにかく、戦後、分配することばかり考えておって、もとをもつと直すということを考えることはもとと私は必要だと思うのです。私はいまの状態で、非常に山陽特殊鋼の問題だけではなく、いままでの高度の成長に対しても腰を入れながら、もう一ぺん整理をしながら、第二のスタートに立つておる、こういう非常に重要なときでありますから、私は将来に對して何を一体重点施策にしなければならないのか——石炭に対しても、石炭は国家管理法案から重油ボイラーの規制、石炭の買山、いろいろなことをやつたけれども、もう少し前に徹底した政策をやればこのようにならないと思うのです。死にそうになってから金をかけるということは、これはあたりまえのことと、だれも反対がありません。反対ありませんが、国の効率の面から見たたら、もっと手があつたろうということは確かにあります。私が、そこまで參りましてから、すぐ例の問題になつておった肥料工場の問題を片づけました。非常に評判が悪かった。こんなものをなぜやつたか、こんなことをやるならば減税をやるべきであった、こういうことがあります

たが、私はああいう措置をやつしたことによつて——あのままにしておけば、あの倍、三倍の赤字になつたと思う。やはり応急措置をやつたことによつて、今日肥料工場は立ち直つた。また、海運企業といふものはどうにもならない。これはあらゆる意味で海運企業といふものは戦時補償というやつを復活でもしなければならないといったのですが、てこ入れをしたら今日の海運企業の集約もあつた。ですから、やはりいまあらわれている現象、とにかく食えない人には金を出せ、とにかく病気の人には国でもって何かしてやれ、こういふことは確かに重要であります。だれも反対しない。だれでも賛成なんです。しかし、そのもとをもうとどうするか。そのもとを培養しておけば、また社会保障もできるわけであります。そういう分配論に対しても、公平論、これは私もそのとおりだと思います。思いますが、もともと、もつとつくらなければいかぬというところに重点を置いてあるわけです。ですから、私は田畠さんには議論はあるけれども、まあやむを得ぬという御思想だと思っておつたのですが、どうも御理解いただけないことは、私ははなはだ遺憾であります。

まあこういう政策をとつて、いま国民全体が少數の人しか株主でないじゃないか、また食えない人のほうが多いので、貯金をする人は少ないのだ、少数の人の利益を守るために特例と言われますが、そうじやない。乏しい中からも貯蓄をしてもらう、そして貯蓄をすることによつて日本の産業の基盤をより強くしなければならない、こういう考えであります。同時に、国民全体が資本参加をしてもらう、こういう政策目的を持つてゐるわざです。いまの人たちに對してだけ利益を守つてやるというような狹い考え方ではありません。こういうような政策を明らかにすることによつて、国民自体が資本蓄積や貯蓄というものがまことに重い大だということをわかつてもらうだけでも、政策的ではあります。ですから、田畠さんの御意見もたくさん聞いたのですが、何回

かお聞きしますと、金を借りるな、日銀信用で
もって膨張させるな、物価を抑えよ、月給は上げ
なさい、減税はしないさい。——何で一体やるの
か、こういう問題をどうしてもう一歩進めて考え
ていただけないか。ここがやはり御批判をいただ
くことはありがたいことであつたわけであります
が、やはり自民党の政府は責任の地位にあります
ので、あなた方におしかりを受けても、やはりど
うしてもやらなければならぬところはやる、悪評
を承知しながら、あえてイバラの道を歩んでおる
のでありますから、そういう事実も十分御了承を
いただきたいと思います。

○田畠金光君 私も、時間が制限されておりまし
て、いろいろ反駁するあれもないわけですが、田
中大蔵大臣の信念的な政策遂行については、そ
の信念には敬意を表しますが、ただ、しかし、山陽
特殊鋼の例その他をとられましたが、山陽特殊鋼
のようなばかげた企業経営というのではなくて、
こんな利子、配当、資産所得の特例措置をやろうが、
あれは別の問題ですね。実際そうなれば、自己資
本の比率といふのはだんだんだんだんよくなるは
ずですけれども、統計から見ると、日本の企業の
自己資本比率といふのはかえつていま低下してい
るでしよう。そういうようなこともやはり考えて
もらわなければならぬと思うのですね。それから
また、大衆が貯蓄をするということも、確かにそ
うでしようけれども、日本の大衆の貯蓄といふの
は、銀行定期預金をしてみても、一年五分五
厘、消費者物価の値上がり六%ないし七%、貨幣
価値の下落からみると、だれも預金はしたく
ないのだが、しかし、社会保障の不十分だという
心配があるから、やはり大衆は貯蓄をする。私は
やはりそういうところに大衆の心理はあるとう
ことを御理解いただきなければならぬと思うので
すね。

それからまた私は こういうような形で資本蓄
積をする、これは一つはこれによつてだんだん経
済を明るくし、あるいは特に証券市場なんかもこ
れによつてよくなるというわけなんですが、証券

市場を見ると、皆さん方が努力したダウ千二百円が千百五十円に落ち込んだでしょう。こういうことを見た場合、一体、田中大蔵大臣が特に力を入れた証券市場の安定化というのはくすれてきておるわけですね。それについては、この間、いや、大企業については落ちついて、むしろ株はよくなつた、中小はこうなつて平均するところなつたといふ話をなされておりましたが、それもよくわからぬりましたが、これも私の言いたいことは、やはりただあなたが先ほど来いろいろお話しになりましたが、そういう政策目的は単にこういう資産所得を優遇する措置だけで遂げられるものではない。それはやはり金融政策なり財政運営の基本的な施策なりがよろしきを得なければ政策目的を達成することはできないのじやなかろうか、こう私は考えておるわけです。

まあそこで、端的にお尋ねいたしますと、この問二十三日の衆議院の大蔵委員会で、佐藤總理も、利子、配当所得税特別措置についてはできるだけ短い期間に正常化することが望ましいと思つておる、こうお答えになつております。これはおそらく田中大蔵大臣の意向と同じだと思いますが、これはどういうことなんですか。

○國務大臣(田中角榮君) 必要であつても、議論の多いこういうものでござりますから、できるだけ早く正常なものにしたい、こういう考え方であります。ですから、まあ二年間の限界法でござりますから、これが必要なくなれば二年間でやめるということを言っておるわけでございます。そうなることが望ましい、こういうようなことが廃止できることのない事態こそ望ましい、こういう基本的な姿勢を明らかにしておるのであります。総理大臣と私の考えは同じでございます。

ただ一つ、ここで川畠さんに考えていただきたいことを申し上げますと、いま利子や配当といふものを優遇するとその利子や配当を受けている少數の人たちだけが利益を得るのだと、こういう考え方方が私にはわからないのです。いま一体あなた方が御支持をされておるいわゆる労働者というも

の、私たちの親戚にもたくさんおりますが、こういう人々は現在のように物価が上がるような状態では困るのだ。ですから、金融の正常化はしなくていいかぬ。借金政策をできるだけしないで、自己資本比率を上げなければならぬ。こうしなければ国民全体がよって立つておる産業基盤といふものは保障されないので。ですから、こういう政策は少數の利子や配当を受ける人のためのものでは絶対にありません。そうじやないのです。国民の消費が幾らかでも抑制されて、確かに貯蓄性のものは保障されないので。ですから、こういう期待をかけなければならぬわけであります。ですから、国民党がとにかく貯蓄をする。貯蓄といふのの裏づけによつて貸し出しがなされる。そうして外部資本と自己資本との比率がバランスがとれる。戦前の六一%に一体なれるのかどうかということ自体がもう論議にならないのです。なれないということがもう前提でありますから、現在の自己資本比率二三%を上げられるということすらも議論になつていかないしやございませんか。なぜか。非常にむずかしいからであります。そういうものを前提にして日本の産業や産業労働者の質の向上、賃金の向上が一体願い得るのでありますか。ですから、こういう政策をとることは国民党全体の利益をはかるために私はやつたんです。そういうことを考えないで、あなたの方の、銀行から金を借りるな、日銀信用でやつてはいかぬ、物価は下げる、外国から金借りるな、減税はしろ、こう言われるが、一体何をお考えになつているのか。私はほんとうにまじめに考えておつたのです。先ほども私は成瀬さんに言われましたが、戦後最悪の大蔵大臣になりますよ、こういうことをやればと、こう言われて私はひそかに考えたのです。しかし、大蔵大臣になつた以上やはり所信に向つて進むべきだ、こういう責任を私は感してこいつたのであって、少數の人たちの利益を守るといふ狭い視野で考えないで、こうすることによつて日本の労働組合もだんだんと実質的に向上す

○田のよき批判は、私はそれでいても、問題の場合得控えようと、源泉は源泉といふと、配当は配当といふと、どうぞおどかして頂けます。

社会党や民主社会党や共産黨の支持も拡大さるくる、こういうことにつながつておるのだと
ことをよくひとつ評価をしていただければ、
そういうとんでもない政策だというような御
は出ないのではないかと思います。
畠金光君 諸外国の配当課税というものがどうな取り扱いを受けておるのかということですが
ですね。私の調べたところでは、アメリカの
は、総合課税、配当金のうち百億ドルまで所
除しておる。イギリスの場合は、グロスアッ
いう方式をとっている。西ドイツの場合は、
所得はすべて総合課税、源泉徴収が二五%、
ンスの場合は、配当所得はすべて総合課税、
徴収二四%、イタリアは、日本と同じように
選択制度を、分離課税の場合は三〇%になつて
る、こういうことですね。ですから、やはり
国の例を見ますと、配当課税については日本
た制度を、イタリアは別でございますが、
れています。こういうことを見ましたときに、
もとにかく三本柱の一つです。これはアジア
ける最大の工業國家であるわけですね。そう
点は、これはやはり田中大蔵大臣はこれをさ
てこられた有力な一人であるわけですから、
に誇ってよろしいが、しかし同時に、ヨー
ペの先進国においては、課税制度については
いうような行き方をとつているということ等
り返つてみた場合に、もつと私は、たびたび
のやつていることはどうだといつて自画自賛
るだけではなくして、ヨーロッパの国々等に
てはこういう制度がとられているが、なぜ日
こういうようなところまで行き得ないのか、
リアだけでござります。そのほかは状態が違
ともやらないのか、こういう問題だと思う
が、この点はどうお考えでしょうか。
務大臣(田中角榮君) 確かに今度の利子や配
対してとらわれることとの同じ国は、これは
こういうようなところまで行き得ないのか、
す。いずれにしても、日本ののような制度を
ております。ございませんことは御指摘のとおりでござい

はいかぬ、こういう考え方で、私はこういう政策に踏み切ったわけでござりますから、ほかの国でもってとつておらないから日本はとつていかぬ、こういうことではない。日本人の利益を守るために、この日本にある、これこそ自主外交と同じように、自主的な感覚、考え方で日本には最も得意な政策をやるということは、これは必要であろうと思います。

○田畠金光君 大蔵大臣たいへんどうも勢いよく御答弁、またうんちくを傾けて議論を開かれております。私は、突き詰めてみると、物価の安定とかあるいは消費者物価の上昇を抑える、こういいうような問題等については、資本蓄積、貯蓄奨励、そういうことだけでこれがうまくいくべきであるんだという御議論ですが、私はそういう単純なものじやないと思うのです。私は、結局は経済の運営の基本的な姿勢にあると思うのです。

○國務大臣(田中角栄君) 過去のことですから。○田畠金光君 過去のこととございましょうが、いままでの経路を振り返りますと、高度成長であまりにもふかし過ぎたところに私は原因があると、こう思ふんです。私はきょう時間がないので、あれこれ質問しようと思つたが、これは私はこのエコノミストを見ますと、ある大学教授の財政等についての論文ですが、泉局長、読みますよ。たとえば「三十七年度の資料で利子配当減免税のウエイトをあげておこう。同年度の利子支払総額は、八千三百億円(ただし法人分を含む)、これに対し課税された所得税は三百七億円にすぎず、配当の場合総支払額約五千億円(ただし法人を含む)、うち個人申告額は百十五億円を下回るという。」こういうようなことであります。これらの根拠等について根掘り葉掘り聞き出すには時間がありませんから、申しません。

よりも三本飲んだ人によけい納めもらう、こういう家庭でも喜ぶようなものも見つけて見つけられないことはない。だから、検討できないか、こういう考え方を明らかにしておるのでありますて、間接税に対する対しては逆進論もありますから、十分慎重に検討します。

この利子、配当所得でもって非常に御批判を受ける、その上また逆進税でもって御批判を受ける、私も慎重にはいたしますが、しかし、やはり勇気を持たなければいかぬ、こう思うのであります。現状に甘んじてはならぬ、こういう考え方で、私は税制も日本に最も適当な税制は考えられないか、こういうことでございますので、その間の事情は御了解願いたいと思います。

○田畠金光君 私、時間がきましたので、またたくさん質問したいこともございますが、最後にお尋ねしたいことは、今度の税調の四十年度の答申を見ると、自然増収の二〇%程度を減税に回したらどうかという意見ですね。その前は国民所得について二〇%程度、こういうような意見でしたね。これは理論的にどっちが正しいのか。あるいは、今後大蔵省、政府あたりがやっていくにつけでは、国民所得を基準に考えるのか、あるいはまた自然増収を中心と考えていこうとするのか、これはどっちをおとりになりますか、これが一つ。

それから、もう一つお聞きしたいことは、私は結論的に言うと、やはり国民所得について考えていくのが理論的にも実際的にも正しいのじゃないか、こういう感じを持つてているのですがね。それから、もう一つ、かりにまた国民所得に対して税負担が何%でいても、それは平均的なあればから、国民の最も税金の重圧感という言い過ぎであります。ですが、一つの負担感というものが正しく反映しないですね。そこで、やはり各所得別に、国民の各所得階層が一体どの程度負担しているのかという問題、これは私のさがした資料によれば、昭和三十五年現在、月収一万円から十万円までの

各所得階層についての直接税、間接税の負担比率といふものが出ておるわけです。これは大蔵省にも資料としてあるはずですが、この資料を出していただきたい。で、やっぱり税金というものは、各階層がどの程度負担しているかということは見えなければ、重いか軽いかなんということは見えないと思いますがね。この点についてもひとつ皆さまの考え方を承りたいと、こう思います。

○國務大臣(田中角榮君) 国民税負担を軽くしなければならないという基本的な姿勢に対しても思ひます。ただ、税制調査会が答申をした自然増収の二〇%程度の率ということに重点を置くか、国民所得に対する税負担率ということに重点を置くかという問題は、両方とも十分検討していかなければならぬと思います。国民所得に対する税負担率は、これは現在二二・一%と、こういわれておりますが、こういう面にも、ただ外国は二八%——三一%だからということではない、実質的な国民収入とそういうものから十分考えながら税負担率というものは考えていくべきだと思います。同時に、今度は一九%の減税を行ないまして、これから歳出要求も非常にたくさんありますけれども、やはり自然増収の何%程度を目指す減税ということもあわせて検討すべきだと考えます。

○田畠金光君 それ以降は調べていないのですか、とつていいのですか。

○國務大臣(田中角榮君) はい。

○鈴木市藏君 時間がありありませんので、こまかいことは事務局とやりますから、大臣のいる間に基本的な問題について二、三だけ質問します。

今までの税制の改正とは基本的に今度の改正はその性格が違うという点が非常に重要な点だと思いまます。それは先ほど来、同僚議員の質問に対しても、あなたのいかにも独占資本主義体制強化のための立場からの発言を聞きましたけれども、私はその考え方には基本的に賛成できないのです。で、私は、今度のこの税法の改正の中にきわめて濃厚に出てきたものが二つあると思う。一つは、イデオロギー的な面がないまでにないほど強く出てきた。あなたはさつきはっきりとおっしゃったけれど、戦前の日本の六一%の自己資本と現在におけるところの二三%ということがなっておりますが、その実態は常に十分分明しなければならぬわけだと思います。ただ、それには実はよるべき統計資料が必ずしも十分でございません。

そこで、総理府の家計調査を基礎にいたしました。そこからいろいろ推計をいたしておるわけでは、あなたがはつきりと、やはり今までとは違つて、経済学のことばでいえば、つまり国家独立資本主義の体制を強化して、日本帝国主義を復活強化するための、そういう形におけるところの一つのあらわれとしてこの税制が出てきた、今までにないほどそういうイデオロギーが濃厚にこの税法の中に組み込まれたという性格が、一つ今までにないほどそういう問題点だと思うのです。ここ委員会のやりとりは、比較的問題の現象面にあらわれた点でいきますから、こういう点から、基本的な考え方、イデオロギーの問題についてはあまり出ませんでしだけれども、私はこれは非常に重大な問題だと思っているんですよ。これは決してあれこれと話を飛ばすわけじゃないございます。三十五年の資料は資料として提出いたします。何年かおきにやりたいと思っております。実はその後できておりませんので、本年くらいにはぜひそれを実施いたしたい、このように考えておられます。三十五年の資料は資料として提出いたします。

○田畠金光君 それ以降は調べていないのですか、とつていいのですか。

○國務大臣(田中角榮君) はい。

○鈴木市藏君 時間があまりありませんので、こまかいことは事務局とやりますから、大臣のいる間に基本的な問題について二、三だけ質問します。

今までの税制の改正とは基本的に今度の改正はその性格が違うという点が非常に重要な点だと思いまます。それは先ほど来、同僚議員の質問に対しても、あなたのいかにも独占資本主義体制強化のための立場からの発言を聞きましたけれども、私はその考え方には基本的に賛成できないのです。で、私は、今度のこの税法の改正の中にきわめて濃厚に出てきたものが二つあると思う。一つは、イデオロギー的な面がないまでにないほど強く出てきた。あなたはさつきはっきりとおっしゃったけれど、戦前の日本の六一%の自己資本と現在におけるところの二三%ということがなっておりますが、その実態は常に十分分明になればならぬわけだと思います。ただ、それには実はよるべき統計資料が必ずしも十分でございません。

この日本帝国主義の時代における自己資本のものは明らかに日本帝国主義ですよね、これ

○國務大臣(田中角栄君) イデオロギー的な面で
税法を変えたと、こういうことでござりますが、
それは思い半ばに過ぎる御判断だと思います。そ
ういうことはございません。国民がみな全部、國
民すべてが家を持とうという考え方、家も國民所得
の一つでありますし、資本の一つでもあります。
家を持つために減税政策を行なう、また日本の産
業 자체がよくなるために資本蓄積を行なつたり、
貯蓄を増強することによって物価上昇等を終息せ
しめて国民生活を豊かにするという考え方であり
まして、イデオロギー的なものではございませ
ん。しかも、帝国主義に連なる、こういうもので
は絶対にございません。

大体において、日本が敗戦で何もなくなつた。
しかも、海外からは膨大もない人間が裸で帰つて
來た。原材料は何もない。膨大もない原材料を海
外から輸入して、日本人の英知によってこれを加
工して海外に送り出す。そしてそのマージンに
よつて日本人の生活が向上される唯一の道がそこ
にある、こういう事実を踏まえて考えますとき
に、戦前のような独占資本が日本に存在するかど
うか。私は存在するとは思いません。財産税に
よつてたかれ、實際において見る影もない。し
かし、その中から今日の發展を來ましたのは何
か。國民すべてからの資本の力が今日になつたわ
けです。これからも私はそうだと思います。何か
戦前の自己資本比率六・%と二三%を比較したこ
とによつて、そういう思想に出るものだとは、こ
れは断定だと思います。独断的な断定じゃないか
と思います。

いま一体ほかの国はどうなつてゐるか。アメリ
カは七十何%であり、フランスも七〇%をこして
おる。イギリスも非常に高い。西ドイツも高いと
はいいながら、西ドイツは日本と同じようになつた
かれたから、まだ自己資本比率は四十何%、五〇
%にのぼらない段階、日本は二三%と。借金政策
ばかりやつておると、独占資本が日本をねらうか
もわかりません。しかし、國民九千万の金を集め
て、そして日本人の力で日本の産業を興そと、

こういふんですから、これは独占資本などとやつてゐる財閥ができて、また昔のようにならうであります。日本に、新憲法下における現在、あなたが不安にお考えになられるような状態が一体起り得るかどうか。私はそういうことは絶対にない、こういう考え方でござります。

○鈴木市藏君 所得政策はどうです。

○國務大臣(田中角栄君) 所得政策につきましては、イギリスでも始めておりますし、日本でも必要だと思います、はじめ立場から。必要だと思いませんが、所得政策などというと、すぐ賃金ストップだ、こういうことで、所得政策そのものと取り組まないうちに、もういろいろな障害が起きるので、なかなか前進をいたしません。私は、今日の状態においてはんとうに日本としては所得政策を十分検討する必要はある、こういう考え方であります。

池田内閣の最後に、所得政策をやろうと大蔵大臣がそれを言つたら、もう反撃があることは必至だから、これはひとつ經濟企画庁とやろうというので、大蔵省の三階におりますから、ひとつ一生懸命やろうというので、閣議の席上で高橋經濟企画庁長官から、所得政策に対してもじめに取り組むべき時期であります、こう言ったのですが、当時池田総理は、そんなことはまだ早いということでおで、そのままになつております。おりますが、どうにもならなくなつて所得政策を考えるというごとでなく、私はやはりいまから将来を思いながら所得政策を考えいくべきだと思います。思いますが、所得政策を考えていくべきだと思います。思いますが、そなういう思想があつたからこんな税制改正をやつたのだと、この税制改正に結びつけられることは、これは間違いでございます。

そういう先入観を持ちながら、前提を持ちながら税法の改正ということを考えたわけではありません。國民すべてが豊かになるということを考えせん。國民すべてが豊かになるということを考え

全部含めて、国民全体がいまよりよい生活になる、そうすれば共産主義のような過激なものはないあだんだんなくなるだろうと、こういう考えはありますが、しかし、そんな独占資本というものを見定しながらこういうものをやったたというような考えは全くありません。

○鈴木市蔵君 これはね、あなたの昨年の速記録を私は持つてきているのです。投資信託に関する5%の源泉分離課税を去年やりましたね。私はこれは必ず株式配当についても道を開くものになるのではないかと去年念を押した。そうしたら、あなたは、イタリーの例を引いて、イタリーは三〇%やっているから云々と言われ、そういうことはあるけれども、いまはもちろん考えていない。野々山委員の質問に対しても、そういうことは考えていない、私の質問に対しても、そういうことは考えていないと言つたが、現実はどうか。一年たつたら、今日これが出てきた。私ははっきり言つておきますけれども、あなたが主觀的にどう考えようといないにかかわらず、あなたの出してくるところの政策の持つているところの基本的な性格は、私の言つている方向へ行つてゐるのですよ。行かざるを得ない、それは法則的なものだから。いい、悪いを言つてゐるのではない。あなたのだから必ずそこに行くでしよう。あなたは戦前自己資本率は六一%だということを言つておる。あるいはまた、西ドイツの例をあげ、フランスの例をあげ、イギリスの例をあげておりますけれども、それらの諸国は周知のごとく帝国主義強國ですよ。そこをやはり目ざしてあなたが言つておるということは、何も必ずしも新憲法下ですかね、は、あなたが否定しようといなどにかかわらず、あだんだの原理の中から出てくるのです。私はそれが出てきていいと思う。それが本音なんです。それをことばとして国民のためといふ修飾を使つて

いるだけであつて、やはり日本は帝国主義の方面にぐいぐい進んでゐるし、その鼻づらを財政的金融的な面で引っぱっていく代表者はあなただ。こういう立場でやはり問題を見ている。私たちのはっきりそういうような方向へ必然的な道を歩いていくと思うのです。そこで、まああなたがさつき同僚議員の質問に対しても、國民の貯蓄を増し産業の発展をはかるということがつまりもとを強めることになるのだということを言われましたけれども、これはいまのような形でいくと、私はますます日本においても貧富の差といふのは顕著にあらわれてくる。いま以上に富の偏在を来たす方向に行つて、階級間の矛盾といふのは先鋭化しますね。必ずそうなる。だから、あなたの方向でも進めむとするならば、日本の資本主義はいいでしょう。頭部にあるところの独占資本主義はいいでしよう。しかしけれども、一般的の労働者特に労働者階級に対する考え方は決して正しくない。そして、それは一そう日本においても階級的な矛盾を深刻にする方向へ持つていく危険がある。今度の税法の改正では、税負担の公平の原則なんといふものはほんとうに投げ捨てられた戦後最悪の税法であるということも、この間の本会議でも、質問した木村委員が言つておりましたけれども、そういう意味で、この税法の持つている性格は片手落ちである。だから、そういう点あなたは、この公平の原則が基本的にくずれて、そうしてそれによってところの階級間の矛盾がいまよりもっと深刻になつてくるという事態に対して、やはり税法の面から、もしかながほんとうに國民の立場に立つて税法をお考えになるならば、当然、負担公平の原則をもつと労働者階級の面において徹底しなければいけないのじやないかと思う。これは何回も繰り返して質問されたことですから、同じとおな答弁が出るかと思ひますけれども、具体的にこの点についてお聞きしたいことがあります。それは、いま日本の所得税の一つの特徴は、控除ということによる課税最低限をきめていることですけれども、問題は免稅点の引き上げです。

少なくとも利子において百万円まではいま言ったような特別な措置が講ぜられる。また、今度は相続税法の改正によって百万円までは生命保険に関する限りは免税になるという措置がとられる。百万円といふことが一つの社会的な通念になつてくような方向においてとられつつある税制の中で、免税点が非常に低い。ここで課税最低限を、やはりこれらの相続税における生命保険の百万円、利子におけるところの百万円と見合うように、百万円の線に引き上げるべきが至当であると考えますが、この方向に向かつての努力、どうやっていくのか、これについてお答え願いたいと思ひます。

○國務大臣(田中角榮君) そういう考え方はあると同じことであります。私も、先ほど申し上げた百万円、百二十万円まで免税をしたい、こういふ考え方は基本的にござりますが、なかなかいますぐそういうことになりませんので、これからおいおいにそういう方向に行くようになります。そういう考えが前提にいう考え方であります。そういう考え方がありますから、いまの税法を、もう少し間違つたと申し上げたわけあります。間違つたと申しますから、いまの税法を、もう少し間違つたと申しますが、こうなさいますと、こういうことを先ほど申し上げたわけです。ですから、私はいまの状態を見ると、やはり百万円接続は逆進的だからいかぬと、こういふおしゃかりありますから、これは慎重に検討をしますと、こうすなおお答えしたわけです。ですから、私はいまの状態を見ると、やはり百万円といわば、百二十万円くらいに上げたいと、こういふじめな気持ちがござります。そういうことをやるためにどうするか、日夜苦心をいたしております。

○鈴木市藏君 時間をかけてたいへん申しわけございませんけれども、あなたがその気持ちなら、税調にそれを説明するという積極的な措置をおとりになる考え方ですか。

○國務大臣(田中角榮君) 税調に説明するといふことになれば、それはやることでござりますが、これは財政事情もござりますし、いろいろな問題もございますので、いますぐそういうことが

一、二年待つてくださいと、こういうところまで言うと親切なわけですけれども。ですから、そこまでわれわれも言う元気がないので、せめて貯蓄の増強というようなところでもって押えていこうと、非常に無理であります。が、こういう努力をし

○鈴木市藏君 私は、今度のこの税法の具体的な
であることをひとつお認めいただきたい。

問題については、泉さんなんかがおられるから尋ねますが、大臣は何か午後から衆議院の本会議へ

出るそうですから、私はこのくらいにしておきま
すけれども、必ずさつき申しましたように、あれ

ですよ、もう税法の中の一つの性格に出て いる所 得政策の方向は必ず出てくるだろうと思う。また

そのときにはひとつ徹底的にやってやろうと思つてゐるのだけれどもね。

○委員長(西田信一君) 午前はこの程度とし、午後は二時三十分に再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後二時三十分休憩

○委員長(西田信一君) これより委員会を再開い
たゞま。

午前の委員会において議題といたしました四つ

案、国立学校特別会計法の一部を改正する法律

案、国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部を改正する法律

案、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案、関税定率法等の一部を改

正する法律案、財政法の一部を改正する法律案、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正

する法律案、石油ガス税法案、以上八法律案をあわせて議題とし、これらの法案を一括して質疑に

御質疑のおありの方は順次御発言願ひます。

○大竹平八郎君 酒團法につきましてごく簡単に
お尋ねいたしたいのですが、今度の法案の主たる
点は、組合員が販売する酒類の販売方法について

購入とかあるいは酒類の品種等について規制を行なってきたわけであります。今度販売といふ点について規制ができるということになつておるわけですが、ひとつその根拠を御説明願いたい。

○政府委員(泉美之松君) 現在、御承知のとおり、酒団法に基づきまして不況カルテルといふのと合理化カルテルというのがござります。現在、酒類業八团体がございますが、八团体のうち製造、卸で七团体あるわけでございますが、その製造及び卸の七团体のうち、ビールの製造及びビールの卸、この二組合を除しまして、清酒、合成清酒及びしちょうちゅうの製造組合、それから洋酒の製造組合、それと全卸の組合、これらの組合におきましては、それぞれ不況カルテル——それぞれ内容は若干違いますが、不況カルテルを結びましてやつておるのでございます。

ところで、御承知のとおり、昨年六月に基準販売価格の告示を廃止いたしまして、いよいよ自由価格になりましたわけでございますが、その結果相当販売において競争が行なわれてくるということになつたわけでございます。酒類の消費全体は年々相当ふえておるのでございますが、酒の種類によりまして必ずしも消費があえないと見え合成清酒であるとかしようちゅうであるとかはなかなか消費があえません。これは国民の所得が豊かになつたつれてだんだん嗜好が変わってきました、そうして高級品に対する需要が多くなってきました、こういったことの事情に基づくわけでございますが、そういうことでだんだんと販売の競争が激しくなつてしまつたわけでございますが、小売業界におきましては、全体としては消費があえりますのでありますけれども、組合員が販売する酒わけにまいりません。

ところで、現在までの合理化カルテルでは、先ほどお話をございましたように、原材料の購入数量、購入価格または購入方法に関する規制とか、販売する酒類の品種または意匠に関する規制はで

類の販売方法についての規制ができるないというふうになってしまいます。そこで、小売り業界におきまして合理化カルテルを設けたいのですけれども、その合理化カルテルの内容として考えられますのは、景品つき販売とか、招待行為を伴う販売、こういったものを自肅さしたいわけで、現にこれは先ほど申し上げました不況カルテルを組んでおります各組合では、そういういろいろなカルテル行為で、そういう招待行為とか景品つき販売というのは行なわないという約束になつておるのであります。ところが、小売り業界におきましては不況カルテルを結ぶことができませんので、合理化カルテルでそういったものを結んだらどうかということになつたわけでございます。

御承知のとおり、カルテルの結成ということは、独占禁止法の除外例になるわけでございます。そこで、合理化カルテルとして認められるのは、やはりそれによつてコストが引き下げられて、それによつて消費者が利便を得るのでないと合理化カルテルの意味がない。そこで招待とか景品つき販売は規制するにしましても、カルテルで高い価格を維持していくといふようなことになつたのでは、消費者のためにならない。そういうことからいたしまして、消費者のためにならないような、価格を不当につり上げるようなカルテルは適当でないというようなことで、公正取引委員会といろいろ折衝したあげく、合理化カルテルとして認められるべきものは、酒類の販売方法に関する規制のうちでも、酒類の価格あるいは数量に不当に影響を及ぼすようなものは除いて、そうでないところの景品つき販売であるとか、あるいは招待行為を伴う販売というものを規制して、販売の秩序を保つていくという程度ならばつけようであらうということになりましたし、その程度の合理化カルテルでも結んで、あまり乱売行為によって結局共倒れになつてしまふことを防ぎたい、こういうことです今まで改正好をお願いいたしておるのであります。

○大竹平八郎君　いま局長から酒類の販売の現状に対する断片的な御説明があつたわけですが、たとえば高級酒があえているとか、それから合成酒が減っているというようなことの説明があつただけであります。が、国税局の方おられると思うのですが、ごく最近の酒の販売のたとえば特級、一級、二級、合成酒、この程度の販売高ですね、それからそれが前年にについての比較ですね、そういうものがお手元でおわかりでしたら、ひとつ御説明願います。

○説明員(松本茂君)　最近におきます清酒の売れ行きの状況でございますが、特級について見ますと、三十七年は五万六千キロリットルでございまして、前年に対しまして六〇・九%増でござります。これが三十八年になりますと五万四千キロリットルになりますて、前年に対しまして九六・四%、これが三十九年は、これはいずれも曆年でございますが、五万一千キロリットルになりますて、前年対比九四・二%、そういう数字になつております。

また、一級について見ますと、三十七年は七五千キロリットルで、前年に対しまして非常にとえておりますが、これは税制改正等がございましてその結果でございます。それから、三十八年は十七万五千キロリットルでございまして、前年対しまして二二〇%、こういうことになつてあります。それから、三十九年は二十三万六千キロリットルでございまして、前年に対しまして三四・七%の増、こういうことになつております。

二級酒について見ますと、三十七年は八十一万二千キロリットルでございまして、一%の増でございましたが、三十八年は八十九万六千キロリットルでございまして、一〇・三%の増、それが三十九年になりますと、八十八万二千キロリットルになりますて、九八・五%、こういうふうな数字になつております。

以上のように、一級につきましては、三十九年を例にとつて見ますと、前年に対しまして三四%がふえておりまして、かなり伸びでござります。

しまして、若干の値上げが実施されておりますが、さような場合にも特に注意をいたしまして、従来のリベート額等はこういった際にできるだけ圧縮するようなど、そういうことを私ども国税庁のみならず税務署におきましても、製販三層に對しまして重ねて強く要望し、行政指導をいたしておりますところでございます。

○大竹平八郎君 それから洋酒ですね、日本には洋酒の代表的なメーカーというのは二つか三つだと思うんですが、これはこのごろ町にもたくさんと違つて出ておるんですが、まあ洋酒と前と違つて出ておるんですが、やはりスコッチ物の輸入が非常に多いといつてもやはりスコッチ物の輸入が非常に多いのですが、これはこのごろ町にもたくさんですが、これはこのごろ町にもたくさん内に醸造高に見合つて、輸入というものの一応数量の制限とかなんとかやられておるんですか、自由化だからどんどん入れるものは入れろこういうことなんですか、これの規制は何かあるんですか。

○政府委員(泉美之松君) 現在、洋酒のうち、ウイスキーとブランデーはまだ自由化いたしておりません。ブドウ酒も一部しか自由化いたしておりません。いま自由化いたしております洋酒といふのは、リキュー類でございます。ただ、ましてはイギリス、ブランデーにつきましてはフランスが、日本の貿易交渉に際しまして、輸入酒量をふやせということをきりに言つてこられます。

そこで、日本の向こうへ売り込みたい品物とそれぞれ貿易協定を結びまして、その際お互いに貿易の促進をはかるという見地でやつております。た

だ、消費数量全体の中に占める輸入品の割合はそれほどたいしたものではございません。

ただ、御承知のとおり、日本のウイスキーは非常によくなりましたけれども、まだ国民の間に洋酒に対するイメージと申しますか、向こうのはうがいいんではないかというような印象が非常に強いものでござりますから、どうも輸入品がふえると國産の洋酒業者に及ぼす影響が著しいといふことを考えまして、現在のところ、まだウイスキーとブランデーは自由化いたしておません。しか

し、いつまでもそういう態度も続けられませんで、いかが将来自由化しなければならないという前提のもとに、国内の洋酒業者には、早く基盤を強化して輸入の自由化に対処し得るようやつてもらいたいということで指導いたしておるのであります。

○大竹平八郎君 これは貿易政策上まあそういうのでしようが、われわれ日本人のこの古い頭だというと、ウイスキーといふと、まあやはりいま局长のおつしやつた輸入のものでなければならぬ。まあこれは確かにアメリカ人よりも日本人のほうがそういう点、ある意味において発達しておるかもしだねと思うのです。そういう意味で、町に洋酒がほんらんしていることはわれわれ非常にけつこうだと思うのだが、しかし、今度は逆にわれわれがアメリカあたりに行つて、ときおり出てくる洋酒が日本のものであつたりなんかして、非常におまえのところにこういうまいよいウイスキーがよくできるなど。まあアメリカ人は、いまお話ししたとおり、日本人よりウイスキー教育はむしろ低いかもしだねが、そういうことを聞くのが、逆に日本の洋酒といふものの輸出といふものには幾らか伸びているのですか。

○政府委員(泉美之松君) お話をのように、アメリカでは、ウイスキーといつても、バーボン・ウイスキーで、あまり品質のよくないウイスキーが多くなった。そこで、まあスコッチ・スタイルのウイスキーとして日本のウイスキーが出ていきましたが、品質を比べてみると、いい、値段が少し安いというようなことから、最近急激に日本のウイスキーがアメリカに伸びていっております。具体的な数量はまだいたしたことではございませんけれども、三十五年に八十七キロリットル、それが三十六年に百二十二キロリットル、三十七年に百三十六キロリットル、三十八年に百九十六キロリットルといふことで、三十五年から三十八年の間に倍増いたしております。まだ数量的にはそれほどたいしたことございませんけれども、つまりコッチ・スタイルとしては日本のウイスキーはな

かなかいいというのがアメリカでは評判になっているようございます。

○大竹平八郎君 いま二点ほど伺つて質問をやめたいのですが、この不況事情の有無、中央酒類審議会に諮問して定めることが今度の法案に盛られておるわけなんですが、私は寡聞にしてこの中央酒類審議会の構成といふものを知らないのですが、この点いかがです。

○政府委員(泉美之松君) まあ基準につきましては、酒類業の組合が不況カルテルを結びたいといふことで申し出てくれるわけであります。そのときに大臣が認可するについての基準でございます。もちろん中央酒類審議会から大臣のほうに意見としよつて、普通やつています仕事は、先ほど間税部長からお話をありましたように、特級、一級の品質の審査の仕事をございますが、そのほかに、酒團法によって、不況要件について、大臣は不況要件がある場合には勧告をしようとかあるいは命令をしなければならない。また、今度新しく、從来はこの不況カルテルにつきまして、不況要件の判定の仕事をするために、中央酒類審議会の議を経なければなりません。また、今度新しく、從来はこの不況カルテルにつきまして、不況要件の判定の仕事をするために、中央酒類審議会の議を経なければなりません。

○大竹平八郎君 最後に伺いたいのは、この酒類業組合事務所の固定資産税、それからこの都市計画税ですね、これを課さないということがあるのですが、何ですか、このほかに業者組合でこの種の適用を受けておる業種というものがござりますか。

○政府委員(泉美之松君) そういうふうな表現を著しく下廻る」という表現を直しまして、基準を著しく下廻る」という表現を直しまして、基準を告示してやつていく。その告示については中央酒類審議会に諮問しまして、その答申に基づいて告示をしたい、こう思つておるわけでございましたので、これは客觀的である程度はかかるわけですが、今度の法律で「基準販売価格を著しく下廻る」という表現を直しまして、基準販売価格をやめましたものですから、今度は何をもつて不況要件を判定するかにつきましては、從来中小企業団体法でとられておりますように基準を告示してやつてくる。その告示については中央酒類審議会に諮問しまして、その答申に基づいて告示をしたい、こう思つておるわけでございました。

○政府委員(泉美之松君) そういうふうな表現を著しく下廻る」という表現を直しまして、基準を著しく下廻る」という表現を直しまして、基準を告示してやつてくる。その告示については中央酒類審議会に諮問しまして、その答申に基づいて告示をしたい、こう思つておるわけでございました。たつておられます。それから、輸出入業組合、これもそういう対象になつております。まあ今回はそういう酒類団体につきまして、本来酒類業のそういう団体は調整事業を行なうことが主たる目的でありまして、収益事業は全然営まない、もつぱら公益的な法人でござります。そういう意味で、固定資産税、都市計画税を非課税にしていただきたいということで、自治省のほうにお願いいたしまして、今回こういう改正をお願いいたしておるわけでございます。

○栗原祐幸君 三、四お尋ねをいたしたいと思うのですが、まず地方交付税の税率についてお尋ねをいたします。

昭和四十年度の地方交付税率の引き上げですが、一番最初自治省は三十九年よりも一・五%ばかり

を持っておるものでございまして、そういう関係からこの率の引き上げが過去において数年続いてきて、あるいは何か地方財政の事情によつてこの率が上がってきたというのが今日までの経過でございます。

つそれに準じて合理化し、あるいは重点的にお願ひしたいというようなことから、いわば詰まつてしまいまして、大蔵大臣と自治大臣との折衝の間にござまして、大体〇・六を上げることによつて、二八・九を二九・五に、いわば四十年度へ一スでいいますと、これは百四十数億になりますが、そのくらいのところですがまんをしていただき

ないか。そうでなかつたら、健全な地方自治といふものは育成されないんじやないか。この点についてどうお考えになつてあるか。もし考へてあるならば、具体的な作業があるならば、その作業の概要を知らせていただきたい。

10. The following table summarizes the results of the study.

○・六%にとどまつたと思うのですか、上けるほうは。しかし、地方の実情というのは○・六%のことです。○・六%上げればそれではまかなえるのだと、いう前提に立ってきめたと思うのですが、地方

というようなものの計算の上から地方財政計画が立てられ、地方財政計画の中には、さらに、増収、いわゆる税の増収あるいはその他の事情によって自治省において地方財政計画をお立てになる。当初におきましては、いろいろな意味で実は

まして、訴し合いがついたというのが実情でございます。おそらくそれは確かに不満の点もあつたと思いますけれども、一応それによつて地方財政計画ができるということで、この〇・六%の引き上げになつたわけでござります。

形などとておりますけれども、ほとんどの自治体において、市町村ないし県に行きますと、國の事務、地方の事務といふものが、いわゆる国庫補助、国庫支出金の形で出ますから、それに伴つて都道府県の裏づけあるいは市町村の裏づけ、あ

の実情、特に、私は静岡県出身ですか、静岡県歩
たりはどつちかというと非常に豊かな県ですよ。
この静岡県の、県はもちろんのこと市町村長等から
いろいろ聞くことは、このくらいの税率のアッ
プではとてもやりきれない、地方の単独事業なん
というものはできないのだと、非常に財源難を訴
えているわけなんです。○一六%の引き上げでよ
しとした理由ですね、それから地方のそういう窮
状に対してもういうお考えを持っておるか、交付
税率をもつて引き上げるべきじゃないか、こうい
う意見に対し、どうお考えになつておるか、御所
見を伺いたい。

三〇%ぐらいに交付税を上げないとどうしても、じつまが合わないというお話があつたわけでござります。しかし、その後税の增收の問題なり、特に今回における國の予算の編成の上から見て、一二・四%のいわば規模の拡大しかできない実情、あるいはその他の四十年度國税の增收見通し等々から考えて、いきますと、相当やはり経費を節約し合理化をしていかなければならぬ。したがつて、その意味から見て、むしろ地方におかれてもやはりそれもひとつぜひ行なつていただきたい。また、公共事業の伸び等も、従来よりも國の財政そのものの本体が、國の予算そのもの本体がやはり多少場合によつては鈍っているところもあるというようなことから、大蔵省の立場として計算をしま

したがいまして、今後におきまして、これは方自体としての御希望によつてはさらに〇・五あるいは〇・四上げて、何といいますか、自由に事業ができるよう財政を豊かにしたいという事情はよくわかるのであります、現実の今日の段階においての国の財政及び地方の財政という点から見て、妥当などろでいわばまとまつた数字になつたというふうに考えております。

○栗原祐幸君　事情は、一応お話を点はわかるのですが、しかし、地方へ行ってみると、現実に非常に苦しい。たとえば人件費はアップする、あるいはいろいろな公共事業をやらねばならない、あるいは健保の赤字をしりぬくいしなければならぬ、いろいろな問題があるわけですね。私どもの

おり、現実の問題としては從来の一八・九から
今回の交付税率の引き上げは、いま御指摘のと
おり、当初自治省との交渉の間におきましては、三〇%
以上というようないろいろなお話があつたわけで
ござります。交付税率の引き上げという問題に
ついては、御承知のとおりそのときのところ、た
とえば減税が行なわれたからその補てんというう
な問題、あるいは災害があつたからその財源が
要るから補てんという意味じやなくて、もつと、
率が一たんきまりますと、将来を見通してまいり
ますいわば恒久的といいますか、そういった性質を

そと、交付税の税率はあまり引き上げる必要はないのではないか。極端かもしれないけれども、そういう両者の見解があつたわけでございます。
そこで、その両者の見解の実情を詰めてまいりまして、自治省にもできるだけ御節約を願い、あるいは公共事業裏づけ分の御節約といいますか、もっと精細な調査をしていただく。さらに、単独事業等はどこが適正であるかということについても問題がござります。現実に単独事業といった一つのものを自由にやりますと、これはどこまで伸びていくか、これはわかりません。したがって、単独事業の事態についてもひとつできるだけ四十五

考えますのに、国的事務と地方の事務ですね。ういうものを明確にして、それぞれこの事務の分配といいますか、國で行なう事務と地方自治体の行なう事務というものを再分配する、そういう観点に立って地方財政計画というものが立てらるべきではない。それについて國税はどの程度まで取るか、あるいは地方のほうの財源はどうなるか、そういうことをしないで、交付税率引き上げだけで云々するというのは、私ども本來どううじて本格的に取り組まないといけないんじ

方制度調査会におきまして数年前からこの問題について実は審議をされ、何とかして国と地方との事務分配をしていこうじゃないかということをやつておるわけなんです。これはどうも大蔵省や、いう立場から少し逸脱するかもしませんけれども、地方の行政を担当した私の個人的な気持ちを申し上げますと、そういうはつきりした区分をする方向に移りながら、一面においては國の出先機関が地方に非常にあえてきておる。したがつて、そういう面から見ますと逆行したような形も見えあるところがあるので、しかし、この問題は重大な問題でありまして、やはり地方制度調査会におい

て国の事務と地方の事務、その責任というものを明らかにしていくことがどうしても大切なことであります。私は現在まだそれぞれを申し上げる段階には至っていないかと思いますが、私の気持ちとしてはそのとおりでございま

○説明員(平井延郎君)　ただいま政務次官から御説明のありましたとおりでございますが、若干補足的に御説明申し上げますと、地方制度調査会で数年来検討を進めてまいりますと同時に、その裏づけとしての財政面につきましても、税制調査会などで一昨年以来検討を続けておられまして、昨年の答申におかれましてこの点については、結論は出なかつたけれども、今後もさらに検討しようとしていることで議論をされているところでございます。もちろん、財源の問題と制度の問題、行政制度の問題とはなかなかからみ合っておりまして、一度に全部ほぐして完全につくり上げるということは困難であろうと私ども考えておりますけれども、できるだけそういう方向で、できるものから一つ一つ片づけていきたいというふうに考えておる次第であります。

○ 説明員(平井廸郎君)　自動車税の改正でござい
が不足するというので、今度自動車税とか軽自動
車税の税率の改定をするということなんですが、
これはどういう車種のものをどの程度改定される
のか、ひとつ説明していただきたいと思います。

ますが、ます自家用の乗用車につきまして、普通自動車と四輪以上の小型自動車に分けて区別されております。まず普通自動車につきましても、軸距三・〇四八メートル以下のものにつきましては、現行三万六千円のものを五割増しの五万四千円にいたすことにしております。それから、軸距三・〇八四メートルをこえるもの、これにつきましては、現行六万円でございますが、これをやはり五割増しをいたしまして九万円にいたすことになっております。次に、先ほど申し上げました四輪以上の小型自動車でございますが、総排気

量一リットル以下のものにつきましては一万一千円を一万八千円に、総排気量一リットルを二千五百リットル以下とのものにつきましては一万四千円を二万一千円に引き上げることにいたしておきます。さらに、総排気量一・五リットルを二千五百リットル以下とのものにつきましては一万六千円を二万四千円にいたしたわけでございます。いずれも五割増しにいたしております。

次は営業用の乗用車についてであります。この営業用乗用車の普通自動車につきましては、軸距三・〇四八メートル以下のもの、これにつきまして現行一万五千円を二万二千五百円に、軸距三・〇四八メートルをこえるものにつきましては三万円を四万五千円に改めることにいたしております。また、観光貸し切り用のバスにつきましては、三万円を四万五千円に引き上げるということにいたしたわけであります。これが自動車税の改正でござります。

次に、軽自動車税につきましては、自動車税の税率の引き上げと同趣旨によりまして、四輪以上車の乗用軽自動車の税率を、現在三千円でござりまするもの四千五百円に引き上げるということにしておこなつたところです。

○栗原祐善君 この自動車税のうちで普通自家用ですね、現行三万六千円のやつを五万四千円にする。この型のものは所有者はどのくらいあるのでしょうか。

○栗原祐幸君 これは五割アップすることによつて税額はどのくらい、まあこれは員数とも関係いたしますが、どのくらい増収になるのですか。増収額がわかれれば、ある程度あれもわかるのです。
○栗原祐幸君 いま御案内のとおり、自家用車と
円の増収がはかられることになつております。
が。
上げます。

○政府委員(泉美之松君) これはまあ私からお答えされるのが適当かどうかわかりませんけれども、実は自動車税の税率は昭和二十九年にきめられまして以来、その後ほとんど変更しないで今日に至っている。その間若干の変更はございましたが、ほとんど変更しないで今日に至っております。その間、御承知のとおり自動車の販売価格は相当値下がりをいたしてまいっております。そのため、当時この自動車税の税率というものは自動車の価格を基準にして固定資産の税率で見た場合にはどの

程度であるうかといいうようなことでてきておなな
のであります、その後、自動車税の性格からい
きますと、固定資産税と同様に見るよりも、むしろ、
だんだん普及してきたけれども、まだまだ自
動車を持ってる皆様へ、うらやましそうな三

ではない、そういう段階で自家用車を持つてゐる人には、ある程度の負担をしていただいていいのではないか、ということで、まあ今回特に地方団体单独事業をやっていくための財源が非常に少ない、そこでぜひそういう税種で財源を確保したいといふ

一般論としてうなずけるのですが、しかし、もう昔の自転車と同じよう、だんだん自動車も自転車がわりにするというのが常識ですよ。あまりむずかしいことを言わぬでも、常識としても、小型自動車くらいを持つ時代にだんだんなりつつある。だから、貿易の自由化に即応しても、自動車業界はそれに太刀打ちできるような態勢を整えつゝある。問題はあるようですがれども、そういう

ような趨勢になつてきている。自動車をどんどん売つていかなければならぬ。また、自動車も転車がわりに使は世の中ですから、したがつて私は、それは持つていのい者よりも持つてゐるほうが生活がいいんだと、そういう一般論はわかりますが、余裕はあるのだといふのはわかります。しかし、いまの据え置き程度でいいんじゃないのか。何もそれを上げる必要はないのじゃないか。しかし、上がるのもそういう意味で上げるのでなしに、財源がないので上げるのだということにな

りますと、先ほどの質問のように、これは抜本的な問題を直さなければいけない、そういうことになるわけです。まあこれは私の意見ですが、一挙に五割を、二十九年以来上げていないから、一年で割りきる、などといふことは不可能ですよ。

て來んでいたりおなじで、上へたときにねがうだらうだらういう、そういう計算も頭の中ですればそうです
が、感覚としては非常にショックですね。そういう
ことを言うのだが、なぜ刻んで上げてこないの
か、今までに、それは非常に行政として怠慢で
はないかということにもなると思うのですよ。こ

○政府委員(泉美之松君) その点はお話のとおり、まあ二十九年からいままでの間にもつとそといった点を検討しておくべきであったと思います。ただ、まあ今回急に自動車税を引き上げるようになりましたのは、御承知のとおり、この三十九年から新道路整備計画ということになりまして、従来二兆一千億の道路整備計画が急に四兆一千億に伸びまして、しかも地方の単独事業がその中で非常に多くの割合を占めるようになりました。そのため地方の財源が非常に苦しいということ

から、自動車税の引き上げの問題が起きたわけです。

最初は、これは私どものほうでやつておるわけではございませんので、的確な答弁になるかわかれませんが、自治省といたしましては、自動車税の引き上げではなしに、新しく自動車取得税という税を取りたい。土地、家屋の不動産の取得につきましては不動産取得税がございますが、それと同じように、自動車についても取得税を取りたいというお話をあつたのでございますが、取得税といふことになりますと、まあ御承知のとおり、自動車につきましては物品税がかかりますので、物品税と取得税とタブーではないかということから、すでに国税としてある物品税のほかにさらに地方税で取得税を取るのは好ましくない、したがつてその構想はやめてもらいたいということになりました。それで、新たに自動車税しかないと、今までに検討してやつたほうが望ましかったのは確かですが、これなども昨年制定された道路整備計画といふものに関連して、急に財政上引き上げを必要とするという事態に至つたために、このようなことになつたのでございまして、一挙に五割も引き上げることは好ましくないことはお説のとおりだと存じます。

○栗原祐幸君 次に、地方公営企業の赤字の問題

で若干お尋ねいたしたいと思うのですが、まず少しこれは初步的な問題かもしませんが、公営企業といふものですね、公営企業といふのは一体どういうふうにしてできてきたんですか。この沿革ですな、たとえばガスとか水道とか電気とか、そういうものは公営企業でやるのだと。どういう沿革でできてきたのですか。

○政府委員(鍋島直紹君) まあ公営企業の出で

た沿革でございますが、御承知のとおり、公営企業にはバス、電車等々の交通関係、あるいはガス事業等の、そのほか最近では発

電そのほかそういうものがございます。御承知のとおり、これはもう端的に申し上げまして、資金の面そのほか見て公共性が一般的に非常に強いので、そういう意味から低廉な価格でもってこの公共性をカバーしていくというような意味からきましては、自動車税がございますが、それと同様の引き上げではなしに、新しく自動車取得税といふ税を取りたい。土地、家屋の不動産の取得につきましては不動産取得税がございますが、それと同じように、自動車についても取得税を取りたいというお話をあつたのでございますが、取得税といふことになりますと、まあ御承知のとおり、自動車につきましては物品税がかかりますので、物品税と取得税とタブーではないかといふことから、すでに国税としてある物品税のほかにさらに地方税で取得税を取るのは好ましくない、したがつてその構想はやめてもらいたいということになりました。それで、新たに自動車税しかないと、今までに検討してやつたほうが望ましかったのは確かですが、これなども昨年制定された道路整備計画といふものに関連して、急に財政上引き上げを必要とするという事態に至つたために、このようなことになつたのでございまして、一挙に五割も引き上げることは好ましくないことはお説のとおりだと存じます。

○栗原祐幸君 次に、地方公営企業の赤字の問題

で若干お尋ねいたしたいと思うのですが、まず少しこれは初步的な問題かもしませんが、公営企

業といふものですね、公営企業といふのは一体ど

ういうふうにしてできてきたんですか。この沿革

ですな、たとえばガスとか水道とか電気とか、そ

ういうものは公営企業でやるのだと。どういう沿

革でできてきたのですか。

○政府委員(鍋島直紹君) 公営企業そのものの問

題だと思います。現在まあ御質問の対象になつておるものはおそらく地方におけるいろいろな公営

企業、現在においてバス料金をストップされ、あ

るいは水道料金等が問題になつておりますので、

そういう面における公営企業、それがまた御承知

のとおり大部分赤字になつております、この赤

字の累積をしますと大体二十億とか三十億とかい

われておるこの公営企業であらうかと思います。

ますから、その範囲内において、公営企業だって

電そのほかそういうものがございます。御承知の

とおり

四

○%解決するということは現実の問題として不可能でございます。ただ方向としてはそういった問題についても、やはり民間企業との格差と申しますか、そういったものについてのメスを入れていい必要はあるであろう。さらにまた、給与ベース等についても、一般の公務員なりあるいは同じ地方職員に比べても高いというようなケースなどもないと申せません。そういった問題についてはまた考え直す必要があるのではないか。また、不採算路線というものもございますが、こういったものの中に、地方団体としてどうしてもやはり地方政府の福祉のために維持していくしかなればならぬものもございましょう。場合によってはある程度整理をするということも可能なものもございます。いろいろござりますけれども、そういうたそれぞれの事業に即応してできるだけこまかくそれぞれ施策を積み上げていく以外には、体質改善の道はなかろうというのが正直なところでございまして、これでやれるというような、一つできまりがつくような非常に名案というものはどうもないようでございます。

てくると、所得の非常に多い人の中には、所得のはとんどの部分が配当であるという、こういう人が非常に多い。それからまた、配当の場合には、株の譲渡所得が非課税になつております。それによつてずいぶん株のほうは有利な面もある。そういう点を考え合わせますと、完全に株の配当と預金の利子とバランスを同じようにして、預金の利子のほうが分離課税だから株の配当のほうも分離課税してくれといふのは、どうも筋が違うのではないかということを申してまつておつたのでございます。

基本的には、税制調査会が答申いたしておりますように、利子が分離課税になつてゐるから配当も分離課税という要望を認めるにすれば、まあ、本来、利子とか配当といったものは資産所得でありまして、労働者が額に汗してかせぐところの所得に比べると、担税力は多いと見なければならぬ。にもかかわらず、利子は分離だから配当も分離ということになつたのでは、税制の基礎がくずれるのではないか。したがつて、もしバランスをはかる必要があるとすれば、利子に対する優遇を狭くして、配当もそれにバランスをさせたらいいのではないか、こういうようなのが答申になつて、利子については源泉選択二〇%程度を導入するという答申になつておつたわけであります。

ところが、政府案をつくる段階になりまして、昔から利子については日本の税制史上総合課税されましめたのは昭和二十五年一年だけであります。いまだかつてその年を除いては総合課税されたことがない。そういう点と、貯蓄の奨励がいまも非常に必要であるということから、利子について分離課税を継続する。源泉徴収税率のほうだけは税制調査会の答申にあるように五%から一〇%以上が問題になり、また税制調査会もそのバランスを、政府案とは逆の方向でありますけれども、バランスを一応とろうとしておつた関係上、利子

について分離課税を継続するならば、配当についても何らかの措置をとらなくてはならないということふうに、だんだんと詰められていったわけあります。その結果といたしまして、税制調査会の答申は、一銘柄年五万円以下の配当は確定申告を要しない、という程度でバランスをはかるうとしておつたのであります。その一銘柄三万円というのか、一銘柄年五万円以下の配当は確定申告は要しないということになり、さらにイタリアでやっていることでもあるしするから、源泉選択税率一・五%——源泉選択一五%と申しますのは、配当控除の一五%を合わせると三〇%の税率による源泉徴収率に、配当所得者の中では高額の所得者ほど配当所得の割合が多いわけでありますから、そういう面をチェックする意味で、一銘柄年五十万円以上の配当を持っておられるような方、あるいは一公社の総株数の5%以上の株を持っておられるような人、そういう人のその配当には源泉選択は認めないということで、まあ若干のチェックをはかつたという経緯でございます。

と。それと同時に、物がなかつたものですから、金より物というときですから、何でもかんでも貯蓄貯蓄と言つてみても、まあ物をほしいといふんで、物価でもどんどん上がるならば物のほうに行つてしまつという、こういう傾向があるから、時蓄獎励、資本蓄積という意味合いで、利子に対する優遇措置を講じたものと思うんですよ。そういう歴史的な沿革があるんじゃないかと思うんであります。

○政府委員(泉義之松君)　いまの沿革、ちょっと申し上げます。利子課税に対する沿革といたしましては、ずっと明治の昔から、利子所得というのは所得税のうちの第二種所得としまして分離課税をずっと続けております。それを、昭和十五年に御承知のとおり税制大改正がございました。そのときに、本法ではぜひ総合課税にしたいということで、いろいろ主税局と銀行局との間で論争がありまして、結局昭和十五年のときは源泉選択の制度を認めるということになりました。当初は源泉選択の税率は二五%であつたんだあります。まあその後戦時中だんだんと戦争が苛烈になつてしまいまして、もうそういう不労所得に対して課税はきつくしろということでだんだんときつくなりまして、二五が三〇、三五、四〇といふように上がりまして、シャウブ勧告が昭和二十五年に出来ましたが、その前、昭和二十四年当時は六〇%の税率による源泉選択、まあかなり高い源泉選択税率だった。それを、シャウブさんが来られまして、昭和二十五年に、そんな税制はおかげで、そういう資産所得はすべて合算課税すべきであるというので、昭和二十五年の税制改正のとき、まあこれは当時のG.H.Qがおりまして、せひこのときは五〇%の税率によって源泉選択であつた。しかし、当時の所得税の最高税率は五五%でありまして、したがつて五〇%の税率による源泉選択というのかなり高い源泉選択である。

別に地方税はかかりませんから地方税のことを考え合いませんと、まだまだ余裕がありますけれども、しかし、所得税の最高税率五五%に地方税を多少加えましても、五〇%の税率はかなり高い源泉選択でありました。そうやってまいりまして、昭和二十九年から今度は資本蓄積に非常に必要だということで、一切非課税になつた。それから、短期の貯蓄はどうであらうかというので、長期の貯蓄は非課税にするけれども、短期のものについては源泉課税で一年未満のものに一〇%の課税をするようになりました。それが三十四年にまわ當時は佐藤大蔵大臣であります、長期も短期もともに一〇%の分離課税ということになりましたが、それが三十八年に一〇%から五%以下がつてなお分離課税を続けている。これが今日の状況になっているのであります。

○栗原祐幸君 この問題については、いましばらく

御報告いたしました

○委員長(西田信一君) この際、御報告いたしました

○委員長(西田信一君) この問題については、いましばらく

治革を調べましてから、適当な機会に再質問をいたしたいと思います。

所得税法案、法人税法案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、所得税法及び法人税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律案、以上四法案は先刻衆議院から送付せられ本委員会に付託せられました。

所得税法案、法人税法案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、所得税法及び法人税法の施

行に伴う関係法令の整備等に関する法律案、以上四法案は先刻衆議院から送付せられ本委員会に付

託せられました。

このうち、所得税法案は衆議院におきまして修

正議決されております。この際、本案の衆議院に

おける修正部分の説明を便宜政府委員から聽取

いました。泉生税局長。

○政府委員(泉美之松君) 所得税法案につきまし

ては、衆議院におきまして一部修正の上議決され

ておりますが、その修正部分の趣旨につ

いて、便宜、私から御説明申し上げたいと存じま

す。

所得税法案、法人税法案、租税特別措置法の一

部を改正する法律案、所得税法及び法人税法の施

行に伴う関係法令の整備等に関する法律案、以上

四法案は先刻衆議院から送付せられ本委員会に付

託せられました。

所得税法案、法人税法案、租税特別措置法の一

部を改正する法律案、所得税法及び法人税法の施

行に伴う関係法令の整備等に関する法律案、以上

四法案は先刻衆議院から送付せられ本委員会に付

託せられました。

この修正にあたりましては、所得税法案の原案

二百二十八条の条文を削除いたしますとともに、

原案の二百二十七条第二項の規定、これは業務に

関連して他人のために名義人として配当の支払い

を受けける場合に、その配当に關する計算書を提出

するという制度があるわけであります、この規

定を二百二十八条として移しかえまして、他の部

分に変動を来たさない、こういうような趣旨での

修正がなされておるのでござります。

以上、所得税法案の一部修正につきまして、そ

の内容を御説明申し上げた次第でござります。

○委員長(西田信一君) 以上で修正部分の説明は

終わりました。

引き続き御質疑を願います。

○岡崎真一君 先ほど交付税の問題に關係して自

動車税の問題があつたんですけども、まあいろ

いろその間財源処置として自動車税が上がるとい

う御説明であったと思うんですけども、別の觀

点からこれを見た場合に、先ほど大臣のお話も

あつたと思うんですけども、自動車の輸入に關

して、自由化の問題に関連しまして、国内の自動

車製造業者あたりの保護とかいう問題のことと、

設けておったのであります、今回の所得税法

案におきましてもその制度をそのまま踏襲すること

ととして政府原案を提出いたしておったのであり

ます。ところで、衆議院におかれましては、この

制度が売買の当事者以外の第三者である不動産業

者にその取引の内容の報告を求めるものであるこ

と、またこの制度は登録不動産業者からの調査

を提出することにいたしておりましたので、登録

不動産業者を通ずると政府にその売買の報告がな

される、したがつて登録不動産業者を通じない取

引をしたいというような風潮があらわれまして、

宅地建物の公正な取引が阻害されるおそれがある

ということ、この二つの理由によりまして、こう

した制度は廃止することが適當であるということ

で、不動産業者の売買に関するあらせん調査の提

出制度を廃止するという趣旨の修正がなされたの

であります。

この修正にあたりましては、所得税法案の原案

二百二十八条の条文を削除いたしますとともに、

原案の二百二十七条第二項の規定、これは業務に

関連して他人のために名義人として配当の支払い

を受けける場合に、その配当に關する計算書を提出

するという制度があるわけであります、この規

定を二百二十八条として移しかえまして、他の部

分に変動を来たさない、こういうような趣旨での

修正がなされておるのでござります。

以上、所得税法案の一部修正につきまして、そ

の内容を御説明申し上げた次第でござります。

○委員長(西田信一君) 以上で修正部分の説明は

終わりました。

○岡崎真一君 それで、いまのはわかりました

が、それをもう少し突っ込んでみますと、いま自

動車税を引き上げますと、その保有者に毎年毎年

かかるてくるわけでありますから、その自動車を

購入したあと、毎年の負担のことを考えますと、

まあ自動車の購入についてちゅうちょするという

空気が出ないことはないと思いますけれども、し

かし、先ほどちょっと申し上げましたように、一

五〇〇ccの中型自動車につきまして上がるのが年

に九千円でございます。それの負担という点から

見ますと、現在それを購入する場合はたいてい六

十五万円くらいで購入するわけありますが、そ

れについて九千円の負担がふえるということは、

まあさして大きな負担の増加とはいえないんでね

ないか。お話をのように、自動車の自由化が問題に

あつたと思うんですけども、自動車の輸入に關

して、自由化の問題に関連しまして、国内の自動

車製造業者あたりの保護とかいう問題のことと、

設けておったのであります、今回の所得税法

案におきましてもその制度をそのまま踏襲すること

ととして政府原案を提出いたしておったのであり

ます。ところで、衆議院におかれましては、この

制度が売買の当事者以外の第三者である不動産業

者にその取引の内容の報告を求めるものであるこ

と、またこの制度は登録不動産業者からの調査

を提出することにいたしておりましたので、登録

不動産業者を通ずると政府にその売買の報告がな

される、したがつて登録不動産業者を通じない取

引をしたいという風潮があらわれまして、

宅地建物の公正な取引が阻害されるおそれがある

ということ、この二つの理由によりまして、こう

した制度は廃止することが適當であるということ

で、不動産業者の売買に関するあらせん調査の提

出制度を廃止するという趣旨の修正がなされたの

であります。

この修正にあたりましては、所得税法案の原案

二百二十八条の条文を削除いたしますとともに、

原案の二百二十七条第二項の規定、これは業務に

関連して他人のために名義人として配当の支払い

を受けける場合に、その配当に關する計算書を提出

するという制度があるわけであります、この規

定を二百二十八条として移しかえまして、他の部

分に変動を来たさない、こういうような趣旨での

修正がなされておるのでござります。

以上、所得税法案の一部修正につきまして、そ

の内容を御説明申し上げた次第でござります。

○委員長(西田信一君) 以上で修正部分の説明は

終わりました。

○岡崎真一君 それで、いまのはわかりました

が、それをもう少し突っ込んでみますと、いま自

動車税を引き上げますと、ことに自分の自動車を買おう

というような人は、月賦販売で買っている人が多

いと思うので、それからいうと、九千円ですか、

自動車を買っている、まさに自分の自動車を買おう

というふうな人は、月賦販売で買っている人が多

いと思うので、それからいうと、九千円ですか、

自動車を買っている、まさに自分の自動車を買おう

が困るという問題が一つある。これは製造メーカーでなしに下請業者、そこへさや寄せが来るという問題が一つあると思う。それと同時に、下請業者は中小企業にかかるという問題が一つ起つてくるかもしれないという懸念が一つある。

それから、今度はメーカーとして、そのためてやろうというようなことになるかもしれませんけれども、しかし、これはなかなか自由競争の激しいときだからいけない。そうすると、につちもさつちもいかなくなつたときにどうするかという問題、これはまたいろいろ整理統合しろといふような、政府でそれを助成してやるからというような問題でも、これは先々の話なんですけれども、そういうところまでずっと掘り下げて考えていくと、そういう懸念もあるのではないか、こう思うのですがね。

まあ今日の、これは交付税との関係から一つの財源ということからいろいろ御説明もあり、質問の趣旨もそういうことでありましたけれども、私は別の角度から、この自動車税を取るということについては、もちろん慎重にいろいろ研究配つておやりになつたかどうかということだけ一言聞いておきます。

○政府委員(泉美之松君) お話をのように、自動車業界にはかねてから自由化を目指しましていろいろ問題がありまして、ことに御承知のとおり日本自動車業界といふものは、一社の生産数量が比較的少ない。諸外国と対抗し得るような業者は二社ほどでございまして、そのほかの業者はまあ非常に生産量が少ない。そのため、今後自由化されました場合に、現在の企業の姿のままではたしていけるのかどうか、非常に問題のあるところでございます。しかし、その点は、そういう業者がいるからというわけになかなかないので、やはりその業者自体が今後世界的な競争にうちかって

がいるからそういうものを助けるために、この地方財政のほうもそれに処してどうこうというわけになりますから、そういう生産量のわざかな業者になかなかいいかない。やはりその業界としてはそれだけの努力を続けてやつていただく必要がある。まあできれば、地方財政強化の必要があるといつても、そういう税率を上げないで済ますことができればなお望ましかったとは存じますけれども、道路整備財源の所要ということのためにやむを得ずこういう措置をとらざるを得なかつた。これがまたまもう少し時期がお互いにずれておりますれば、そういった刺激も比較的少なかつたと思ふのであります。たまたま同じような負担の増加の問題が重なつてしまつましたので、いろいろたいへんなことであらう、かようにも思つております。

○成瀬幡治君 租税特別措置法の問題で、例の懸案になつておつた生活協同組合が、前国会では、大蔵大臣の答弁によると、近い将来前向きで検討する。あたかもこの国会には改正案が出るかのとき答弁になつておる。また、私たちもそういうふうに実は了承をしておつた。ところが、これが全然出でていない。そこで、あのときも議論されたことは、基本法がないという点が一点、それからもう一つ、員外利用の問題。この二つがあつた。今度、森林組合が入つてきた。これは森林基

本法ができたから入れたのだろうと、こういう御説明であるうと思います。永久に生活協同組合で基本法ができるであろうと思うのです。そうすると、これは永久に入らぬということです。ところが、この前の改正をされる前には、これは租税特別措置法の中に入つておつた。あなたのほうも基本法がないから入れないと、いうことは、それはかりするまでに至らなかつたわけであります。それで、おまかであります。そうしておるうちに税制改正の時期に入りました、結局、資料が十分あります。そのため、税制調査会にも事柄としてはおはかりいたしましたけれども十分の資料を提供しておらず、税制調査会の答申では御存じのとおり載らなかった上での結果、そのまま参りましたと、その間に税制調査会に参りましたときに、自由民主党の社会部

会のほうからはこの問題が提起されまして、そして税制調査会でいろいろ論議があつたのであります。もう一つは、税制調査会のあれも触れておらぬと、いろいろな態勢になつていかないわけでもありますから、そういう生産量のわざかな業者がいるからそういうものを助けるために、この地方財政のほうもそれに処してどうこうというわけになかなかいいかない。やはりその業界としてはそれがいるからそういうものもを助けるために、この地

方財政のほうもそれに処してどうこうというわけになかなかいいかない。やはりその業界としてはそれがいるからそういうものもを助けるために、この地

方財政のほうもそれに処してどうこうというわけになかなかいいかない。やはりその業界としてはそれがいるからそういうものもを助けるために、この地

方財政のほうもそれに処してどうこうというわけになかなかいいかない。やはりその業界としてはそれがいるからそういうものもを助けるために、この地

方財政のほうもそれに処してどうこうというわけになかなかいいかない。やはりその業界としてはそれがいるからそういうものもを助けるために、この地

方財政のほうもそれに処してどうこうというわけになかなかいいかない。やはりその業界としてはそれがいるからそういうものもを助けるために、この地

やるのかはかつてやらないのか、それにしほつて

返事をしなさい。

○政府委員(泉美之松君) これは先ほど申し上げましたように、厚生省のほうで資料が十分整いましたならば、おはかりいたしたいと存じます。

○成瀬権治君 そうすると、厚生省のほうに資料を云々するというのは、それはどこが中心になつて、主体になつてやることですか。あなたのほうが黙つておれば、厚生省はやらないと思うのです。そこで、大蔵省が音頭をとつて、資料を集めています。どうだ、こういうことになつてくると思うのです。ですから、あなたのほうが責任を負つて税制調査会に対しておやりになるかどうかということです。

○政府委員(泉美之松君) 私のはうは厚生省に資料を照会いたしておるのでありますから、それに応じて厚生省に資料を出していただくのが普通の筋合いだと思うのであります。もし厚生省が出すつもりがないとおっしゃられると、これは私のほうで無理に出せというわけにまいりません。やはりそれは厚生省に出していただきお気持ちになつていただかないといけないと思います。

○成瀬幡治君 これは私は昨年來からの懸案に

がつておりますから、この次の三十日ないし三十一日に大蔵委員会があつたら、一度厚生省も呼んでいただきて、そこで意見をひとつ聞きながらやつていきたいと思います。

それから次に、お尋ねしたい点は、先ほど岡崎さんのはうからも自動車の問題が出ておりました
が、ここは地方税関係ですからあまり触れたくないわけですけれども、問題は、物品税は上がった
わ、自動車税は上がったわ、強制保険は上がったわ、こういうことになつてくるわけですね。です
から、岡崎さんが言われるよう、非常に販売元は伸びているということは確かだと思うのです。と
ころが、今度はいま言つたような負担がずっとふ
えるわけですね。そこで、販売の伸びが落ちやしないかという点を心配しておみえになると思う
ですが、あなたのほうでも試算はしてみえると思

うのですよ。そこで、たとえば一五〇〇なら一五〇〇のものが今度は負担がどのくらいふえていくのか。物品税と地方税とそれから強制保険、がソリン税は今度上がったとは言えないけれども、そういうようなものがふえていくわけですが、大体何割増くらになりますか。

○政府委員(泉美之松君) 一五〇〇ccのものについて申し上げますと、物品税で四十年度に上がるのが四千円でござります。本則税率の二〇%に、いま一五%でござりますが、それを二〇%にすることによって二万円ふえるわけであります。そのうち四十年には一%でありますから、その五分の一の四千円上がるということになります。それ

から、いまの自動車税が先ほど申し上げました
ように、八千円上がるわけでございます。それか
ら保険のほうは、たしか昨年の改正で上がったの
だと思いますが、今度の改正で上がるわけじゃない
と思いますが、これは私詳しく述べませんが、
乍ら年付をとつたのだとおもいます。つまり勿論

税と自動車税とを合わせますと、両方で一万二千円。先ほど申し上げましたように、一五〇〇ccのものでござりますと、小売り価格が六十五万円くらいでございますが、それの一萬二千円というごとであれば、さしたる負担とはいえないのではないか。もちろん、これは御承知のとおり、従来自動車業界はほとんど毎年三万円近いコストダウンによる値下げをやってまいっております。もちろ

業に相当しわ寄せされておるのじやないかと。」
これは確かにあるいはそういった事情があるかもしません。いずれにしても、自動車業界としては、毎年三万ないし四万の値下げはやってきておつたのでありますから、そういう点から見ますと、一万二千円ということがそれほど大きな企業としての負担にはならないのではないか。

ただ、一万二千円でも、それが下請にしわ寄せされるということになれば、下請としてはかなり大きく影響を受けるということはあるいはあるかもしれません、しかし、今までの、特に二大

会社の収益の状況から見ますと、年間百億、二百

億をこえる収益をあげております。そういう点

億をこえる収益をあげております。そういうたて点から見ますと、さしたる負担にはならないのじやないか。ただ、これが先ほど申し上げましたように、その二社以外の中小の業者にはある程度影響があるのではないかというふうに考えております。

○成瀬耀治君 私たちが心配しているのは、戦略産業としての自動車産業の会社の経営のあり方が一点、それからもう一つは、買う方の側に立つて見たときに、物品税が上がれば、それがコストの中に入られるか吸収されるかという点は、この前のあなたの説明では、コストがアップせずに、大体コストの中に入吸収していくと、この自

車両価値は私はそういいたいのかなと思うのです。もう一つは、強制保険のふえてくるのは、やはりこれは利用者の負担増になると思いますね。そこで、あなたは、七、八千円のそれが利用者のほうでいいれば増になる、あまりたいしたことじやない、こう言つておられるから、それまでは、これは利用者のほう

特に中小企業として、自動車は一つの店舗というのですか、あるいはショーウィンドーくらいの役割りを果たすといいますか、なければならないところの人たちもあると思うのです。それからもう一つは、そうじやなくて、ほんとにぜいたくの人もあるかもしませんけれども、やはり物事を考える場合には、トラックは今度はいろいろな側でいえばたいへんなことになる。

問題ではござれたといふこともあるといふような点は、諸物価等にはね返るからじゃないか。同じような理論があるとするならば、中小企業等が使う小型乗用車というようなものは、私はもう少し考えられたほうがいいと思いますけれども、これは地方行政のほうでも相当議論される問題だと思いますが、少なくとも税制調査会の答申案を読んだり、あるいは審議の内容を見たときに、自動車はいいのだとか、外車に比べたらいいとかなんとかいうことはあつたが、利用者の負担増になるということはあまり書いてない。こういうことは研究しておみえになるのか。あるいは自動車の一台

や二台持っているのだから、少々上がつてもこた

えぬという議論なのか、少々このあたりすれてい

えぬという議論なのか、少々このあたりはそれでいいのじやないかという感じがしたのです。あなたの説明で納得したわけじやございませんが、これは意見ですから、よろしくうござります。

おきたいのです。こういうところでこのことを
言つていいのか悪いのか、私のほうも少し遠慮し
ようかと実は思つたのですけれども、例のバナ
の関税とからんで、御案内とのおり為替管理法違
反の疑いで、いわゆる協力費というものを出し
ているところがある、あるいは要求されているか
ら業者が泣き泣き出しているのだというふうなこ

○政府委員(佐々木庸一君) お話をありましたのは、おそらく神戸に起きました事件ではないかと思います。よろしくお尋ねください。

台湾に親会社があり日本に子会社があるところ
で、両万の取り扱いの値段は普通にいわれております
ます。一かご八ドルというもので行なわれております
がら、輸入されました日本側の会社から日本の青
果業者に渡ります場合に、それに上乗せしまし
て、いまお話しのよな、協力費という名前をつ
けておりまますか、私はあまりはつきり知っており
ませんが、上乗せする金額が一ドルであるといふ

話ないしは百円という話があるわけでございま
す。この問題、一体関税法上どういうことになるの
か。これが、バナナが八ドルではなくして、現実
に九ドルないしは八ドルと百円ということで入っ
てきているのを、八ドルとして輸入申告をし、そ
れに七十%の関税を納めて済ませているといふこ
とにあって、低価申告という問題にならぬかとい
う問題が出てくるわけでございますが、関税をか
けます場合にどのよな価格を基礎にして関税を
かけるかという、基礎となる価格のきめ方といふ
のは非常にむずかしい問題でござります。通常、

輸出国において取引されている価格というものをベースにとりまして日本着の値段を出し、それに関税をかけるということになるわけですが、その通常輸出国において取引されている価格といふものが、なかなかつかみにくいことは御存じのとおりであります。この場合には、どうも通常取引されている価格というのは八ドルではないかといまのところでは見ている次第でござります。もしも方々で取るようになりましたら、やるつもりでございます。

というのですが、兵庫の県警が当たっているようですが、そうして目下調査中のようにですから、全貌が明らかにならないといえばそれまでですが、昨年関税定率法の改正の中で、やはりこの協力費の問題が取り上げられておったわけです。しかし、本委員会で議論されたことはないのです。ところが、そういう話があつたことは私ども十分承知しております。そしてそのことは買うほうの側でいえば、輸入するほうの側でいえば、それは八ドルで輸入しようとか九ドルで輸入しようとかまわないといえどもそれまでかもしれませんけれども、御案内のとおり、台灣政府ではチック・ブライス制がとられているわけですね。ですから、一か二つについては何ドルかかるということはきめられておるわけです。はつきりしておる。ところが、それに對して協力費を支払わされておるということは、これは当然に売り手市場だからそうなるっておるといえばそれまでかもしれません。それにしておるといふことは、当然に九ドルないし九ドル半になったところになると、少し問題だと思うわけです。また、そういうことを行なわれておるということになれば、日本全体の消費者側から見れば不当な取り扱いを受けておるということになると思うのです。ですから、こういう点については、私は關稅というか、税關の行政としては非常にまずいと思うのですから、こういうことが行なわれないと、うに十分監督をするというか、あるいは行政をす

る責任は、あなたのほうにあるんじゃないのかと思うのですが、今まで全然知らずにおって、方々でやつたら断固取るわというようなことを言わずには、実際は私らが知り得ておるのでは二十数社がもうやつておるというようになっておるのですが、どうですか。ほんとうにあなたのほうは知らずにおみえになつたわけですか、今まで。

○政府委員(佐々木庸一君) 神戸においてわかつてまいりました関係の社数は、先生お話しの分の半分くらいかと思っております。しかしながら、正式に表にかなりはつきりと向こう側の取引価格

という状況になつておりますことは、先生御指摘のとおりでございます。われわれは日本の業界の統一、自衛を希望いたしますとともに、私どもが直接いろいろ申しますことも何であります。けれども、農林省が非常に努力されておりますことに期待をかけておる次第でございます。御指摘のように、相当の外貨を使うに至りましたことにつきましての輸入秩序の問題と申しますが、それはわれわれも今後よく考えてまいりたいと思う次第でござります。

○成瀬幡治君 これはあなたにお尋ねして御返事願うということはおかしな話かもしれませんが、たとえば小麦の輸入をいたしますね、日本が。その船はどこにチャーターテーしておるかというと、大体アメリカの船、外国船が多いですね。台湾、バンダにしましても、せめて日本が輸入するようなものは、冷凍船のかげんもありましょうが、少なくとも日本の船が利用されるということが、日本の船の積み取り量をふやすということが、国際收支の上からいえば大切なことなんです。ところが、いま申し上げましたように、食糧局が輸入する麦ですからね。全然日本の積み取り量じゃない。積み取り量から見たら、一割にも満たないものです。政府全体のあれですから、関税関係は。これをお尋ねするのはおかしい話ですけれども、もう少し日本政府全体の立場で、国際収支がどうだということを非常にやかましいことを言うとすると、ならば、大蔵省もそういうようなことについてもう少し目を光らしてやられたらしいのじゃないかと思うのですが、これは政務次官、どういうことになりますようか。

○政府委員(鍋島直経君) 小麦あるいはバナナ等の外国船利用の問題だと思います。これは率直に申し上げまして、数ヵ月前から次官会議または政務次官会議で貿易外収支を縮小するためにあらゆる資料を集め、実はこれは研究をしております。したがつて、大蔵省としては、農林省等から言われ造船計画といいますか、あるいは小麦を運ぶ専用船あるいははくだものを使ふ専用船というような

ものもまだ固まつておりますので、それは銀行局なりなんなりとして一応造船計画の中にできるだけ入れるようにしてみたいということをございますが、問題としては、はつきり申し上げましてコストの問題、つまり船会社がそれだけでもうけるかもうれないかという問題、したがって、こういうものよりももっとといい荷物のほうに行つてしまふ。せっかく船をつくつても、そういうような問題があり、あるいは小麦の問題については岸壁の問題があるというのであります。したがつて、港湾局との話し合いによつてこれはある程度解決をしていかなければならぬ。つまり岸壁の問題といふものは、ちょっととバナナからはずれますけれども、小麦を大量に持つてきた場合には、埠頭におけるサイロの問題というか、そのサイロ建設の問題で、サイロ建設をやるには何十億かかる。これをつくつておかぬと、せっかく持つてきても野積みはできない、こういう問題もあるわけでございまして、この点につきましては、いわば非常に抽象的な話でございますけれども、現在政務次官会議で、一応この結論を小委員会でもつくつて、貿易外収支をできるだけ縮小するという、いわゆる外貨を払わないようにするという意味で検討中でございますので、経過だけを申し上げておきたいと思います。

○政府委員(佐々木庸一君) はあ。

○成瀬幡治君 私は、その関税率のことが出てまいりませんですけれども、まあ外國を旅行した人の話を聞きますと、日本のくだものというものは

非常にりっぱなものでおいしいものだ、日本はぜいたくだ片一方では言われております。とする

なら、これは冷凍船のかげんもあります。されども、もしこれが輸出をされるというようなことになれば非常にいいことだと思いますね。しか

めに、日本のその構造改善事業からいえば、これらのがくだもの生産と、いうものは伸びてかかるべきだ、何も国内消費だけじゃなくて、私は香港に

おったときだと思いますけれども、日本のくだもの生産される組合の人と出会ったときに、日本でああいうような船をつくってくれたらいいがな

あというような話ををしておいでになつたのを聞いたことがあります。で、定率法の審議の中で外貨のことをお話するのもおかしいわけですが

ども、もしそういうようなことで、日本に対してもそういう関税が相殺関税的な高いものであつたら、たいへんだと思うのです。そういう点で、たとえば日本からくだものを輸入する場合に関税

は高く取る、逆にいえば日本の果実が輸出をされるような場合に相手国が関税を高くしておるといふようなことがあつたら、たいへんだと思って、その辺がどうなつておるかということについて実はお尋ねしようと思って、どのくらいの数字になつておつたか、こうお尋ねしたわけです。しかし、現実には日本のくだものがあまり出ておらないのが私は実情だと思うのですよ。だから、私は将来の展望に立つていろいろと税率については御検討を願いたいと思う。外国の例等を引き合わして御検討を願いたい。これはお願いのほうでございます。

今度は開港が相生港と大分遅になるわけですが、こうなれば当然税関といふんですか、あいつところが設けられなければならぬと思うのですが、そういう税関署といふんですか、そういうのはどうなことですか。

○政府委員(佐々木庸一君) 開港に認めていただ

きます以上は、その港におきまして通關の手続ができるような税關の機構を設けておかなければならぬと考えておる次第でござります。現実問題と

いたしましては、大分には出張所がございますし、相生には監視署がございます。これらの人間を基礎にいたしまして、入ってまいります荷物の税關上の手続につきましては支障ないだけのものを備えたいと考えておるところでございます。

○成瀬幡治君 本委員会ではなくて、これは内閣委員会等にこの設置法の一部改正かなにかでかかっておると思いますけれども、そうなつておりますか。あなたはいま手をつけぬようにしておる

とおっしゃつたがこの設置法改正等で人員の増、あるいは出張所と支署とどちらが格が上か知りませんですけれども、そういうことは設置法の中でいろいろいろとやりになつてゐるわけですか。

○政府委員(佐々木庸一君) 定員の増につきましては、今国会に百四名の増員をお願いしておる次第でござります。設置法の問題でござりますので、内閣委員会のほうで御審議願つておる次第でござります。

○委員長(西田信一君) 他に御発言もないようでございますので、これらの法案につきましては、本日はこの程度にとどめます。次回の委員会は公報をもつてお知らせします。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後五時三十一分散会

三月二十六日本委員会に左の案件を付託された。
一、法人税法案(予備審査のための付託は三月十九日)
一、租税特別措置法の一部を改正する法律案
(予備審査のための付託は三月十九日)
一、所得税法案(予備審査のための付託は三月十九日)
一、所得税法及び法人税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律案(予備審査のための付託は三月四日)

所得税法案

(小字及び
は衆議院修正の部分)

第二百二十七条 合同運用信託及び証券投資信託を備えたいと考えておるところでございます。

いたしましては、大分には出張所がございますし、相生には監視署がございます。これらの人間を基礎にいたしまして、入ってまいります荷物の税關上の手続につきましては支障ないだけのものを

を備えたいと考えておるところでございます。

一月以内に、信託会社以外の受託者については社(信託業務を兼営する銀行を含む。以下この項において同じ。)については毎事業年度終了後

るにより、その信託に關する計算書を、信託会員に提出しなければならない。

毎年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

（信託等に關する計算書）

第二百二十八条 (名義人受領の配当所得の調査)

業務に關連して他人のために名義人として第二百二十八条第一項(配当所得)に規定する配当等の支払を受けける者は、大蔵省令で定めるところにより、当該配当等に關する計算書を、その支払を受けた日の属する年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

（不動産等の売買に関する調査）

第二百二十八条 (業務に關連して他人のために名義人として第二百二十八条第一項(不動産所得)に規定する不動産等の売買)

支払を受けける者は、大蔵省令で定めるところにより、当該配当等に關する計算書を、その支払を受けた日の属する年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

（不動産等の売買に関する調査）

第二百二十八条 (第二百二十八条第一項(配当所得)に規定する配当等の支払を受けける者は、大蔵省令で定めるところにより、当該配当等に關する計算書を、その支払を受けた日の属する年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

（不動産等の売買に関する調査）

第二百二十八条 (第二百二十八条第一項(不動産所得)に規定する不動産等の売買)

支払を受けける者は、大蔵省令で定めるところにより、その支払を受けた日の属する年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

（不動産等の売買に関する調査）

第二百二十八条 (第二百二十八条第一項(不動産所得)に規定する不動産等の売買)

支払を受けける者は、大蔵省令で定めるところにより、その支払を受けた日の属する年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

（不動産等の売買に関する調査）

第十四号中正誤	
ペシ	段行誤
二	三
二	三
一	四
二	五
二	六
一	七
二	八
二	九
一	十
一	十一
一	十二
一	十三
一	十四
一	十五
一	十六
一	十七
一	十八
一	十九
一	二十
一	二十一
一	二十二
一	二十三
一	二十四
一	二十五
一	二十六
一	二十七
一	二十八
一	二十九
一	三十
一	三十一
一	三十二
一	三十三
一	三十四
一	三十五
一	三十六
一	三十七
一	三十八
一	三十九
一	四十
一	四十一
一	四十二
一	四十三
一	四十四
一	四十五
一	四十六
一	四十七
一	四十八
一	四十九
一	五十
一	五十一
一	五十二
一	五十三
一	五十四
一	五十五
一	五十六
一	五十七
一	五十八
一	五十九
一	六十
一	六十一
一	六十二
一	六十三
一	六十四
一	六十五
一	六十六
一	六十七
一	六十八
一	六十九
一	七十
一	七十一
一	七十二
一	七十三
一	七十四
一	七十五
一	七十六
一	七十七
一	七十八
一	七十九
一	八十
一	八十一
一	八十二
一	八十三
一	八十四
一	八十五
一	八十六
一	八十七
一	八十八
一	八十九
一	九十
一	九十一
一	九十二
一	九十三
一	九十四
一	九十五
一	九十六
一	九十七
一	九十八
一	九十九
一	一百
一	一百零一
一	一百零二
一	一百零三
一	一百零四
一	一百零五
一	一百零六
一	一百零七
一	一百零八
一	一百零九
一	一百一十
一	一百一十一
一	一百一十二
一	一百一十三
一	一百一十四
一	一百一十五
一	一百一十六
一	一百一十七
一	一百一十八
一	一百一十九
一	一百二十
一	一百二十一
一	一百二十二
一	一百二十三
一	一百二十四
一	一百二十五
一	一百二十六
一	一百二十七
一	一百二十八
一	一百二十九
一	一百三十
一	一百三十一
一	一百三十二
一	一百三十三
一	一百三十四
一	一百三十五
一	一百三十六
一	一百三十七
一	一百三十八
一	一百三十九
一	一百四十
一	一百四十一
一	一百四十二
一	一百四十三
一	一百四十四
一	一百四十五
一	一百四十六
一	一百四十七
一	一百四十八
一	一百四十九
一	一百五十
一	一百五十一
一	一百五十二
一	一百五十三
一	一百五十四
一	一百五十五
一	一百五十六
一	一百五十七
一	一百五十八
一	一百五十九
一	一百六十
一	一百六十一
一	一百六十二
一	一百六十三
一	一百六十四
一	一百六十五
一	一百六十六
一	一百六十七
一	一百六十八
一	一百六十九
一	一百七十
一	一百七十一
一	一百七十二
一	一百七十三
一	一百七十四
一	一百七十五
一	一百七十六
一	一百七十七
一	一百七十八
一	一百七十九
一	一百八十
一	一百八十一
一	一百八十二
一	一百八十三
一	一百八十四
一	一百八十五
一	一百八十六
一	一百八十七
一	一百八十八
一	一百八十九
一	一百九十
一	一百九十一
一	一百九十二
一	一百九十三
一	一百九十四
一	一百九十五
一	一百九十六
一	一百九十七
一	一百九十八
一	一百九十九
一	一百二十
一	一百二十一
一	一百二十二
一	一百二十三
一	一百二十四
一	一百二十五
一	一百二十六
一	一百二十七
一	一百二十八
一	一百二十九
一	一百三十
一	一百三十一
一	一百三十二
一	一百三十三
一	一百三十四
一	一百三十五
一	一百三十六
一	一百三十七
一	一百三十八
一	一百三十九
一	一百四十
一	一百四十一
一	一百四十二
一	一百四十三
一	一百四十四
一	一百四十五
一	一百四十六
一	一百四十七
一	一百四十八
一	一百四十九
一	一百五十
一	一百五十一
一	一百五十二
一	一百五十三
一	一百五十四
一	一百五十五
一	一百五十六
一	一百五十七
一	一百五十八
一	一百五十九
一	一百六十
一	一百六十一
一	一百六十二
一	一百六十三
一	一百六十四
一	一百六十五
一	一百六十六
一	一百六十七
一	一百六十八
一	一百六十九
一	一百七十
一	一百七十一
一	一百七十二
一	一百七十三
一	一百七十四
一	一百七十五
一	一百七十六
一	一百七十七
一	一百七十八
一	一百七十九
一	一百八十
一	一百八十一
一	一百八十二
一	一百八十三
一	一百八十四
一	一百八十五
一	一百八十六
一	一百八十七
一	一百八十八
一	一百八十九
一	一百九十
一	一百九十一
一	一百九十二
一	一百九十三
一	一百九十四
一	一百九十五
一	一百九十六
一	一百九十七
一	一百九十八
一	一百九十九
一	一百二十
一	一百二十一
一	一百二十二
一	一百二十三
一	一百二十四
一	一百二十五
一	一百二十六
一	一百二十七
一	一百二十八
一	一百二十九
一	一百三十
一	一百三十一
一	一百三十二
一	一百三十三
一	一百三十四
一	一百三十五
一	一百三十六
一	一百三十七
一	一百三十八
一	一百三十九
一	一百四十
一	一百四十一
一	一百四十二
一	一百四十三
一	一百四十四
一	一百四十五
一	一百四十六
一	一百四十七
一	一百四十八
一	一百四十九
一	一百五十
一	一百五十一
一	一百五十二
一	一百五十三
一	一百五十四
一	一百五十五
一	一百五十六
一	一百五十七
一	一百五十八
一	一百五十九
一	一百六十
一	一百六十一
一	一百六十二
一	一百六十三
一	一百六十四
一	一百六十五
一	一百六十六
一	一百六十七
一	一百六十八
一	一百六十九
一	一百七十
一	一百七十一
一	一百七十二
一	一百七十三
一	一百七十四
一	一百七十五
一	一百七十六
一	一百七十七
一	一百七十八
一	一百七十九
一	一百八十
一	一百八十一
一	一百八十二
一	一百八十三
一	一百八十四
一	一百八十五
一	一百八十六
一	一百八十七
一	一百八十八
一	一百八十九
一	一百九十
一	一百九十一
一	一百九十二
一	一百九十三
一	一百九十四
一	一百九十五
一	一百九十六
一	一百九十七
一	一百九十八
一	一百九十九
一	一百二十
一	一百二十一
一	一百二十二
一	一百二十三
一	一百二十四
一	一百二十五
一	一百二十六
一	一百二十七
一	一百二十八
一	一百二十九
一	一百三十
一	一百三十一
一	一百三十二
一	一百三十三
一	一百三十四
一	一百三十五
一	一百三十六
一	一百三十七
一	一百三十八
一	一百三十九
一	一百四十
一	一百四十一
一	一百四十二
一	一百四十三
一	一百四十四
一	一百四十五
一	一百四十六
一	一百四十七
一	一百四十八
一	一百四十九
一	一百五十
一	一百五十一
一	一百五十二
一	一百五十三
一	一百五十四
一	一百五十五
一	一百五十六
一	一百五十七
一	一百五十八
一	一百五十九
一	一百六十
一	一百六十一
一	一百六十二
一	一百六十三
一	一百六十四
一	一百六十五
一	一百六十六
一	一百六十七
一	一百六十八
一	一百六十九
一	一百七十
一	一百七十一
一	一百七十二
一	一百七十三
一	一百七十四
一	一百七十五
一	一百七十六
一	一百七十七
一	一百七十八
一	一百七十九
一	一百八十
一	一百八十一
一	一百八十二
一	一百八十三
一	一百八十四
一	一百八十五
一	一百八十六
一	一百八十七
一	一百八十八
一	一百八十九
一	一百九十
一	一百九十一
一	一百九十二
一	一百九

昭和四十年四月三日印刷

昭和四十年四月五日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局